

平成19年第7回本巢市議会定例会議事日程（第2号）

平成19年12月18日（火曜日）午前9時30分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（21名）

1番	黒田芳弘	2番	船渡洋子
3番	鏝本規之	4番	臼井悦子
5番	高田文一	6番	高橋勝美
7番	安藤重夫	8番	道下和茂
9番	浅野英彦	10番	中村重光
11番	村瀬明義	12番	若原敏郎
13番	瀬川治男	14番	後藤壽太郎
15番	上谷政明	16番	大熊和久子
17番	大西徳三郎	18番	戸部弘
19番	高橋秀和	20番	遠山利美
21番	鵜飼静雄		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	内藤正行	副市長	高木巧
収入役	守屋太郎	教育長	高橋茂徳
総務部長	土川隆	企画部長	鷺見良雄
市民環境部長	坪内博	健康福祉部長	島田克廣
産業建設部長	服部次男	林政部長	藤原俊一
上下水道部長	林賢一	教育委員会 事務局長	杉山勝美

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	飯尾正雄	議会書記	杉山昭彦
議会書記	川口直紀		

開議の宣告

○議長（瀬川治男君）

ただいまの出席議員数は21人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

写真の許可について申し上げます。議会だより編集のため、議場内及び一般質問の場面を議会書記が撮影することを許しておりますので、御報告いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（瀬川治男君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条により、議席番号11番 村瀬明義君と12番 若原敏郎君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（瀬川治男君）

これより日程第2、市政一般に対する質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

1番 黒田芳弘君の発言を許します。

○1番（黒田芳弘君）

ただいま議長に発言の許しをいただきましたので、私の質問を始めさせていただきます。

初めに、年末を迎えましてこの1年を振り返ってみますと、近年まれな、大変雪の少ない暖かい冬でスタートしたことし、春が過ぎ夏になりますと、県内において74年ぶりに国内最高気温を更新するなど、かつてない猛暑に見舞われました。秋の紅葉も終わり、私の住む根尾では木々の葉も枯れ落ち、鉛色の空が広がり、高山の雪がだんだんと里へおりてきて、冷たい雨がしのつき始めました。外では人影もなくなり、これから春まで、本当に寂しく暗いつらい時期を迎えました。そして、ことし根尾は人口2,000人を切りました。そんな暗い気持ちを振り払いまして、今回は限界集落対策についてのお尋ねをさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

限界集落、最近この言葉をよく聞くようになりました。私のような山間地に生きる者にとっては、よくもまあこんなネーミングをしてくれたものと大変不愉快に感じております。この数年、マスメディアが積極的にこの問題を取り上げるようになり、この4月から6月までの3ヵ月間を見ても、テレビで7件、新聞で24件に上がっています。

「限界集落」、まずこの言葉の意味について改めて確認してみますと、資料1にあるようでありまして、簡単に申し上げますと、過疎化などで人口の50%が65歳以上の高齢者となり、冠婚葬祭な

ど社会的共同生活の維持が困難になった集落のことを指し、長野大学教授である大野晃氏が平成3年に最初に提唱した概念であり、その割合によって四つの区分がされています。

資料2にありますように、国土交通省が実施したアンケート調査によりますと、平成18年4月時点で限界集落は全国で2,878カ所、人口減などで消滅のおそれがある集落が2,643カ所、10年以内に消滅する可能性がある集落は423カ所であるという発表がされました。

本市においても、北部地域ではその対象となる集落が幾つか存在しているのではないのでしょうか。特に、根尾地域においては既に限界集落となっている集落があると思われませんが、どのような状況であるのかお尋ねをいたします。

限界集落について考えるに当たり、まずは限界集落がどのように発生したかを振り返ってみます。中山間地域では、昭和20年から30年代に世帯人口が最多となった後、高度成長期に入って人口流出が始まりました。この流れに沿って、限界集落の世帯・人口プロセスはおおむね二つに大別されます。

まず、世帯人口規模がもともと小さかった集落は、高度経済成長期に在住者の流出が始まったことで、より小規模となりました。もう一つは、薪炭生産や木材伐採など山林労務を主業としていた集落では、燃料の転換によって産業基盤を失い、急激な世帯・人口の減少が発生した場合もあります。これに加えて、高度経済成長期の後は、学校や病院、生活諸機能へのアクセスが悪いことなどを要因といたしまして、世帯・人口の減少が一層進んだこともあります。我が本巢市北部の過疎化は、まさにこれが原因であると考えます。

次に、過疎化が進行すると地域はどうなるかということを検証してみますと、一つ目といたしまして、農林業等生産状況の悪化、二つ目といたしまして学校及び社会教育の低下、3番目といたしまして、医療、防災の困難、4番目といたしまして、若年労働力の流出による産業活動の停滞、5番目といたしまして、受益者負担能力低下に伴う生活環境施設整備の遅延、6番目といたしまして、住民の孤独感による生活意欲の減退等があらわれ、山村集落の基礎的條件の維持が困難となる。以上のようなことが、過去の事例をまとめ上げると、上げられます。

そんな中、限界集落の復興策で、参事官級の中央官僚を全国のブロックごとに現地投入する新戦略が動き出しました。資料3にあるように、このほど政府は福田首相を本部長とする地域活性化総合本部を立ち上げ、国、県、市町村という構造を飛び越え、国が直接限界集落対策に乗り出し、予算までをサポートするものであります。

本市として、限界集落への対策として早急にこの施策に対し乗り出し、積極的に取り組む必要があると考えますが、市の方針とその手順についてお尋ねをいたします。以上です。

○議長（瀬川治男君）

黒田議員に前もってお断りいたします。

発言時間30分の時計が動いていなかったものですから、5分たった時点で気がつきましたので、あの数字から5分引いた中でお願いをします。

○1番（黒田芳弘君）

はい、わかりました。

○議長（瀬川治男君）

限界集落対策についての答弁を市長に求めます。

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

限界集落に対する御質問に対しまして、お答えをいたします。

根尾地域の限界集落の状況はどうかとの御質問でございますが、国土交通省が行いました平成18年4月時点での調査では、限界集落は根尾地域におきまして、31集落の中で12集落あるということでした。平成19年、ことしの11月の時点におきましては、これは住民基本台帳によるものでございますが、これによりますと13集落となっておりまして、1年半に1集落がふえたと、こういう状況になっております。

この根尾地域の限界集落の状況でございますが、11月1日時点で見ますと、平野集落が65歳以上の方は13人で50%、長島集落が18人で52.9%、能郷が45人で57.7%、黒津が4人で100%、越波が1人で100%、大河原が1人で100%、西小鹿が2人で100%、東小鹿が23名で62.2%、松田が39名で86.7%、下大須が8名で72.7%、上大須が1名で100%、口谷が11名で68.8%、奥谷が16名で61.5%と、このようになっておりまして、1名の集落が3集落あります。ちなみに、根尾地域の65歳以上の方の比率、要するに高齢化率でございますが、これは現時点で39.6%となっております。ちなみに本巣地域に7集落ございますが、本巣地域の7集落の高齢化率は31.4%というふうになっておりまして、根尾地域の高齢化が進み、また集落も限界を超えているというような状況のところが多数あるということでございます。

議員御指摘のように、経済・社会環境の大きな変化もあり、定住促進や少子化対策、自治会活動推進のための補助、不均一課税充当事業等の実施により地域の活性化に取り組んでおりますが、根尾地域におきましては、依然として過疎化、高齢化が進んでいるのが現状でございます。

その中で、国におきましては、限界集落の復興策として、議員御発言のように、参事官級の中央官僚を全国のブロックごとに現地投入し、地域再生へ向けてやる気やアイデアがあれば応援するし、逆に集落に見切りをつけなければならないという場合には移転支援を行うとした新戦略が発表されたところでございます。

市といたしましても、限界集落への対策の方針と手順につきましては、過疎化や高齢化で存続の危機にある集落の再生に取り組む全国水源の里連絡協議会、これは京都の綾部市長さんが会長となって11月30日に設立されたわけでございますが、これへの加入促進の通知もいただいておりますので、こうしたところに加盟をいたしまして情報交換を行い、限界集落活性化のための政策提言など協議会の事業に参加しますとともに、根尾地域の自治会長さんや、あるいは地域座談会におきまして、小規模な自治会の再編など、集落の課題や問題につきまして、住民の皆さんの意見を集約するなどしまして、地域の自主自立と申しますか、そういう形をとれるよう、国、県の指導をいただきながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思います。

〔1 番議員挙手〕

○議長（瀬川治男君）

はい、黒田芳弘君。

○1 番（黒田芳弘君）

ありがとうございました。

ただいま御答弁をいただきまして、本市における限界集落の実態と危険性につきましてはよくわかりました。改めまして、大きな心配がされるところでございます。

政府が打ち出した施策に対しましては、まだ発表されたばかりなので、具体的に今後本市としてどう対応するのか、早い時期に御検討をお願いします。

過疎地域におきましては、当然のことながら、行政サービスの効率が悪いと言われております。では、なぜ限界集落を維持する必要があるのかということでございますが、要因は三つあると思います。

一つ目といたしまして、日本の原風景であり、歴史的な遺産である山村風景の喪失。二つ目といたしまして伝統文化や芸能が廃れてしまうこと。三つ目といたしまして、人が住まなくなるということで、田や畑の耕作放棄地がふえ、山の手入れがされなくなることで自然環境が荒廃し、保水力がなくなり下流に泥水や水害をもたらす、このようなことが上げられます。

限界集落を抱えているのは大都会ではなく、我々が暮らしている本県市のような地方であります。地方は日本の原風景を守り、山を守っています。上流域で山を守るということは、二酸化炭素を吸収し、土砂の流出を防いで水を守り、下流域の都市を守っています。1960年代から続いた過疎化問題は、過疎地域の問題としてとらえられていましたが、限界集落の問題は日本の国土、国全体の問題であり、住民の生存権を脅かす深刻な問題であると認識すべきであると考えます。

過疎の先進地であります島根県の旧匹見町では、墓地の70%が持ち主不明になっているということであります。ここでは、宅地の40%で持ち主が同町内に不在であります。山林に至っては52%と過半数が不在化しております。持ち主の分布を調査しましたところ、何と26都道府県に及んでいたそうであります。所有者が特定できない保安林面積が10%にも達し、確実に年を追って増加しているということでもあります。

限界集落の次には、土地所有者の分散化が続きます。それが世代を超えていくにつれてネズミ算式に相続者が増加をいたします。そして、いずれはその持ち主の特定は不可能になってきます。この事態は、行政側からすれば、固定資産税の徴収を不能にし、地権者の了解に困難を来すために維持管理や開発を阻害します。つまり、限界集落地域の再生が決定的に不能化してしまいます。このようなことを根底より理解し、真剣に考え、危機感を持っている自治体は既にさまざまな取り組みがされています。

一部を御紹介いたしますと、京都府の綾部市は、昨年12月、限界集落の空き地整備や特産品の開発を盛り込んだ水源の里条例を制定し、市が主催したシンポジウムでは、予想をはるかに上回る1,000人近い参加者でいっぱいであったそうです。北海道遠別町では、地域住民だけで葬儀を行え

ない小規模集落に町職員を派遣する制度を設けています。また、福岡市郊外の地域では田舎暮らしツアーを企画し、大勢の参加者でにぎわったそうです。そのほかにも、いろいろなアイデアで都市の人を田舎の町へ来てもらうような努力がされていますし、各地で実態についての本格的な調査に乗り出しています。

本巢市の限界集落の対策について考えると、大きく二つに集約されます。

一つは、現在ある集落をどう維持するかということであります。モデル事業といたしまして、農業やお祭り、葬儀等、従来は集落単位で行っていた行事を、旧小学校区単位、大字単位など複数集落で実施する、あるいは従来の自治会組織ではできなくなってきた活動をコミュニティーブロックとして形成し、互いに応援し合う方法もあるかと考えます。

そしてもう一つは、地域住民人口の増加を図ることであります。かなうことであれば、次世代の子供の増加も見込めます20代から30代の若年層の世代が理想ではありますが、就職の問題、収入の面からして現実的なものではありません。ならば、ことし2007年から大量退職を迎える、いわゆる団塊世代を対象にしたスローライフ、田舎暮らしといったキーワードで、盛んにマスメディア等で取り上げているもので戦略を打ってはどうかということでありますが、本市においては根尾の水鳥団地を開発していますが、まだまだ空き地がたくさん残っています。また、団塊世代をターゲットとした定住策につきましても、2年前の一般質問で農地つき空き家を調査し募る提案をさせていただきましたが、一向に行政の取り組みが見えてきません。私のところへは、数件の問い合わせが来ています。

県内においては、飛騨市の旧宮川村の限界集落地区で会を結成し、石積みの棚田など昔ながらの景観に観光客を呼び、集落維持につなげようという試みを進め、これに飛騨市も約2億円を投じてバックアップするとの新聞記事もございました。このように、既に限界集落対策として打ち出している先進地に比べ、もはや手おくれの感もあります。

他の自治体ではできて、どうして本巢市ではできないのでしょうか。限界集落の対策について、本巢市の現在の取り組みとこれからの展望についてお尋ねをいたします。以上です。

○議長（瀬川治男君）

内藤市長。

○市長（内藤正行君）

限界集落に対する再質問に対しまして、お答えをいたします。

超高齢化社会を迎えるわけでございまして、30年先には日本全体が高齢化率35%というような状況になるということでございますから、これは避けて通れない状況で、大変厳しい将来が待っているということでございます。

そうした中で、本市におきましては、根尾地域が高齢化の先導役のような格好になっておりますので、そういったことで本市といたしましても、御質問の取り組み等につきましても、根尾地域には特別配慮した対応をさせていただいているのではないかと、このように思っております。

その取り組みの内容でございますが、まずは定住対策といたしまして、根尾地域と一部外山の小

学校区も入っていますけれども、定住した方に奨励金として、年額1万円ではございますが10年間支援するという制度をつくっております。また根尾地域では、一戸建ての賃貸住宅や単身世帯用の住宅を整備するなどの対策も講じてきているわけでございます。また、根尾地域の振興を図りますために、特別に不均一課税の充当事業といたしまして、自治会活動交付金事業、うすずみ温泉優待事業、第1子、第2子への出産祝い金事業、有害鳥獣防止柵設置事業、農産物奨励補助事業、合併浄化槽設置整備事業、中学校生徒海外研修事業、自宅通学者及び下宿通学者補助事業、根尾地域診療所は赤字でございますが、補てんしながら事業をさせていただいております根尾地域健診事業、あるいは根尾地域生活環境整備事業、根尾谷断層公園整備事業、特産品開発事業、うすずみ公園の整備事業ということで、これは申しましたように不均一課税充当事業として行ってまいっております。さらに、樽見鉄道への樽見までの支援、継続運行ということにつきましてもこの根尾地域に恩恵のあることでございます。

また、国におきましては、これは根尾地域だけでございますが、越美砂防事務所におきまして砂防工事を5カ所ほどで行っていただいております。また、農水省の事業でございますが、中山間地直接払制度というのがございまして、これは根尾の長島地区が恩恵をこうむっております。さらに、うすずみ温泉活性化事業ということで、まちづくり交付金を使いまして、クラシックカーとか、著名調理人をお呼びしまして調理大会を行ったというようなやつも、これも特別の根尾地域だけの、まちづくり交付金というのは国土交通省の事業ですが、ソフト事業を根尾地域に充当しているということでございます。

また、うすずみサマーフェスティバルなどイベントの継続ですね。平たん地3町におきましては、イベントをそれぞれ1カ所ずつ削減していきましたが、根尾地域は二つのイベントを、踊りと花火大会、さらに宗次郎のコンサート、これなんかも行ってまいっております。

また最近では、モンキードックの事業も根尾独自でございますし、克雪対策事業としまして屋根の雪下ろし対策補助、あるいは豪雪に耐え得るようにひさしの補強事業につきましても根尾地域に対しまして行ってきているということございまして、何もやっていないような発言がございましたが、むしろ随分根尾地域には行わせていただいておりますんじゃないかと、このように思っている次第でございます。

淡墨桜を初めとしました豊富な観光資源もありますから、これを活用するとか、これらの取り組みによる地域の活性化を図ると。ひいては限界集落対策につながっていくと、このように思っておりますので、努力をしてもらわなきゃいかんと、このように思います。

議員がおっしゃいましたように、限界集落を抱える地方は、上流地域では二酸化炭素の吸収というようなことで非常に大きな効果があります。また、国土を守っていただくには、やはり住んでいただいてこそそれが可能だということでもありますので、下流域の都市を守っております限界集落という判断で、日本国土、あるいは国全体の問題として取り上げていかなきゃいかんのじゃないかと、このように思っておりますので、優良他府県の事例、あるいは先ほどの組織にも参画しまして鋭意取り組んでまいりたいと、このように思っている次第でございます。

なお、空き家の問題も申されました。17年12月に御質問がございまして、その折に早速調査をいたしましたところ、70世帯の空き家があったわけでございます。その中で、66世帯を調査しまして、45世帯から回答をいただきました。その回答の中で、貸してもよいという回答をいただいたのは6戸でございまして、その家を見ましても相当疲れた家でございます、補修とか補強をしないと使えないという感じの家も多いということでございまして、そういった意味で、すぐこれも取りかかるわけにはいかないと。

根尾地域の方は、夏に帰っていらっしゃって、冬は平場で過ごされるという方が、先ほどの限界集落の一、二名の集落の場合はほとんどそういう方でございまして、住所は本巢市に置いていらっしゃるものですから住民になるわけでございますが、そういうような状況で、家を手放したくないということでございましたので、議員の思うような形にはなっておりませんが、そうした事情もお酌み取りいただきたいと、このように申し上げます。よろしくお願いたします。

〔1番議員挙手〕

○議長（瀬川治男君）

はい、黒田芳弘君。

○1番（黒田芳弘君）

ありがとうございました。

幾つか本市が取り組んでいる事業について御説明をいただきましたが、私といたしましては、あまりオンリーワンの特色があるようには感じておりません。

最後になりましたが、近年、限界集落がクローズアップされるのは、投資効率が悪く、もはや打つ手なしとして切り捨てられる手前の、地域間格差の象徴としての位置づけがあるからではないかと私なりに感じております。限界集落化と過疎化、高齢化は、類似語と言えらると思えます。そして、過疎、高齢化は、高度経済成長の初期、1960年代から既に半世紀近くも対策が講じられてきたはずであります。過疎法によって全国各地にばらまかれた税金は、30年間に62兆円、しかし問題は一向に解決せず、中央と地方の格差はますます拡大をしています。

日曜日、副市長に勧められました旧山古志村の震災を題材にいたしました「マリと子犬の物語」という映画を見てまいりました。震災に遭いながらも、ふるさとに戻って生きる覚悟をしたラストシーンに感動して涙しました。

私のふるさとにも山古志に負けないくらい美しい山、きれいな水があります。私もまたこの豊かな自然を守り、ここで生き続けられることを願っている一人であります。限界集落という厳しい言葉で発せられました警告を、ここにおられる方皆さん全員が真剣に受けとめ、今後の市政に反映されますことを心よりお願い申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。

御清聴ありがとうございました。

○議長（瀬川治男君）

続きまして、17番 大西徳三郎君の発言を許します。

○17番（大西徳三郎君）

2点通告してあり、通告制度に基づき質問をいたします。

私を含めて6名で、この10月1日に会派市民クラブというものを結成いたしました。活動目標といたしまして、本巢市の未来を見詰めた市政に力を注ぎます。一つ、市民とともに住みよい本巢市を目指します。一つ、信念と誠意をもって市政に取り組みますという活動方針をもって会派を結成し、今会派活動等をしておるところであります。今回の議会に当たっても、数回の勉強会を重ねて議会に臨んでおる次第であります。

まず1点目として、新生本巢市4年間の総括という質問でございます。

これは本巢市が生まれて4年ということで質問するわけであり、この10月30日の臨時議会におきまして、内藤市長におかれては閉会のあいさつの中で、2月に予定されております次期市長選挙に立候補する表明をされております。しかし、選挙で結果がどうなるかわかりませんということで、内藤市長においてはこの12月の議会が最後の議会になるということもあり得るということで、内藤市長に質問をさせていただくということであります。

新市のまちづくりの目標である将来像「自然と人が共生し、快適でこころふれあうまち」とし、新市建設計画、また第1次総合計画に基づき、初代市長として市政を運営されてきたと思います。先ほど言いましたように総括をしていただきたいと思います。

2点目、来年度の当初予算編成の方針についてであります。

通常年であれば、この12月の議会が終わってから来年度の予算編成をされると思います。しかし、先ほど言いましたように、市長がだれになるかという、そのような本年度でありますので、その方針が今までどおりでいいのか、今までのような予算編成をされるのかということで質問をしたいわけであります。

本年度から交付税制度の抜本の見直しがされており、先々の見通しが不透明である。先ほど言いました、来年2月に市長選挙が予定されている中、来年度当初予算をどのように編成されるのかをお尋ねいたします。

続きまして、財政の健全化という目標数値をどこに置いておられるのかをお尋ねいたします。以上です。

○議長（瀬川治男君）

1点目、新生本巢市4年間の総括について、2点目、来年度当初予算編成の方針について、以上の2点の答弁を市長に求めます。

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

新生本巢市の4年間の総括ということにつきましての御質問にお答えをいたします。

総括ということになりますと、あれも行ってきた、これも行ってきたというようなことが出てくるわけですが、私が行って来たというわけではございませんので、やはり議会の議員の皆様様の御議決をいただいて、その御議決の趣旨に対して職員が一生懸命額に汗して市政を進めてきたと、そういうふうに私は思っています。そうした中でも、なかなか成果がうまく予定どおりに上が

らなかったということもあろうかと思いますが、それは執行者として責任を持たなきゃいかんと、こういう姿勢でございますので、あらかじめお断りをしながらお答えをさせていただきたいと思っております。

平成16年2月1日に3町1村が合併しまして、本巢市が誕生しましてからやがて4年となるところでございます。

私の市政運営につきましては、市の均衡ある発展を目指しまして、市民の皆様と協働し、市民が主役のまちづくりを基本として全力を傾注してまいったつもりでございます。この間、地方にできることは地方にという方針のもと、三位一体改革によります地方分権改革等が進められます中で、新市建設計画及び本巢市第1次総合計画の将来像であります「自然と人が共生し、快適でこころふれあうまち」を目指しまして、「自然と共生するまち」「快適に過ごせるまち」「こころふれあうまち」の三つの基本理念のもとに、より戦略的に施策の遂行を行いますため、五つに区分しておりますが、自然に配慮した快適なまちづくり、生きがいと安らぎのあるまちづくり、活力とにぎわいのあるまちづくり、豊かな心と文化をはぐくむまちづくり、みんなで築く希望に満ちたまちづくりと、この五つの基本方針によりまして、計画的にまちづくりを進めてきたつもりでございます。

具体的に実施いたしました主な事業といたしましては、一つ目の「自然に配慮した快適なまちづくり」では、西部連絡道路などの幹線道路や生活道路の整備、本巢地域特定環境保全公共下水道施設及び真正地域・神海地域農業集落排水施設の整備、本巢地域南部の簡易水道の統合、コミュニティバスの運行、樽見鉄道への支援、真正・本巢・根尾地域のストックヤードの整備、糸貫川多目的広場の整備、ケーブルテレビ事業の着手等でございます。

二つ目の「生きがいと安らぎのあるまちづくり」では、12歳末までの医療費の無料化助成ですね。第3子以降の保育料の無料化と出生祝い金の支給、さらに不妊治療への助成、節目健診、特定検診の充実、若者出会い支援事業の実施、防災行政無線の整備、洪水ハザードマップの作成等でございます。

三つ目の「活力とにぎわいのあるまちづくり」では、根尾谷断層公園の展望台など観光施設の整備、宮谷金坂線などの林道の整備、都築紡績工場跡地の取得、屋井工業団地の整備着手等でございます。

四つ目の「豊かな心と文化をはぐくむまちづくり」では、本巢中学校の改築を初め耐震補強など義務教育施設の整備、学校給食センターの統合、総合型地域スポーツクラブの設立、男女共同参画プランの策定等でございます。

五つ目の「みんなで築く希望に満ちたまちづくり」では、市民憲章、市章、シンボルマーク及び市の木・花・鳥・魚の制定、市の歌の制定、本巢市第1次総合計画及び本巢市行政改革大綱の策定等でございます。

なお、新市建設計画に掲げました三つの最重点プロジェクトにつきましても、おおむね推進してきておりまして、市政は市民の方が御判断していただくことでございますが、私個人としましては、比較的順調に進めさせていただいたのではないかと、このように思っているところでございます。

しかしながら、糸貫地域の下水道施設の整備とか、小規模な簡易水道の統合、さらに斎場の建設、幼稚園、保育園の一元化を初めとする公共施設の統廃合、根尾地域の活性化、樽見鉄道の経営悪化及びもとバスの利用者低迷など、残った課題、あるいは結果芳しくない課題等も多く、依然として厳しい財政状況が続くということが予想されます中で、一層の行政改革を推進しまして安定的な財政基盤を構築しますとともに、東海環状自動車道を初めとする公共交通網の整備を見据えながら、屋井工業団地への新規企業の誘致や、都市計画やマスタープランの策定により合理的で機能的なまちづくりを推進しまして、地域経済の活性化を図るなど本市の将来像を具現すべきものと考えているところでございます。

次に2点目の、当初予算編成方針につきましてでございますが、平成20年度予算につきましては、既にそれぞれの担当課に予算要求を行わせていただいているところでございますが、その編成方針につきましてお答えをさせていただきます。

議員が申されましたとおり、来年2月には市長選挙が予定されております。したがって、20年度予算につきましては骨格予算という形で編成するように指示をしたところでございます。骨格予算では、人件費や扶助費、公債費などの義務的経費に加えまして、継続的に実施しておりますソフト事業や既に着手しております普通建設事業に要する経費、施設の維持管理経費、さらには年度当初に着手が必要な事業に要する経費を中心に計上するよう指示しているところであります。新規に実施する事業等につきましては、新市長のもとに6月補正予算において計上していただくこととなります。

平成20年度の予算編成方針につきましては、基本的には新市長が定めるところでございますが、行政改革大綱や第1次総合計画を踏まえて考えてみますと、その方針におきまして特に留意すべきことは、さらなる経費の削減ではないかと、このように思っております。

経常経費の増加は、財政環境を悪化させる最大の要因でございます。合併後、経常収支比率が若干上昇しましたのは、合併によるサービスの均一化を図りますため、事業費の増などいろいろな要因がございますが、今最も大事なことは、合併によりまして平成26年度から普通交付税が一本算定となりまして大幅に減額となる現実に対しまして、その時期までに耐え得る財政構造にしていく必要がございます。

そのためには何が必要かということでございますが、効果の薄い事業の廃止とか、手法の検討によりまして経費の削減が必要不可欠であります。なぜ合併したのか、合併のねらいは何だったのかを職員一人ひとりがいま一度再考しまして、そのためにはどうすればいいのかという視点で予算編成をするよう指示しているところでございます。

なお、財政の健全化の目標数値をどこに置いているのかという御質問でございますが、本市の財政状況からいたしますと、経常収支比率の抑制に全力を挙げて取り組む必要があると考えております。

財政構造の弾力化を判断する指標でございますが経常収支比率は、平成16年度決算では85.9%まで上昇をいたしました。その後の予算編成方針において、経常経費の3割削減を目標に掲げまして、

行政改革の取り組みと相まって、現在は若干の減少傾向でございます。

参考までに申し上げますと、平成16年度は85.9%でありましたが、17年度では84.0%、18年度は85.1%になっておりますが、この年から算定方式の変更がございまして、特別会計へ一般会計から繰り出す経費も算定に入れなさいという形に変わりましたので85.1%になりましたが、従来の17年度までの計算でいきますと83.8%でございまして、17年度が84.0%ですからやや減っております、やや横ばいというような状況でございますが、計算方式が変えられたことによりまして若干上がったという印象を受けているわけでございますけれども、約85%程度まで行っているということでございます。

しかし、今後の主要事業実施に伴います地方債の大量発行によります後年度の公債費増や、新規ソフト事業の実施、既存施設の維持管理費等の増加が見込まれますので、このまま推移しますとおおむね10年後にはかなり上がってくることが予想されるわけでございます。したがって、本市といたしましては、引き続き経常経費の削減を徹底して図っていかねばならないと、このように考えております。

さらに、土地利用計画の見直し等によります居住環境の改善とか、居住人口の増加、さらには工業団地等の整備等による産業の活性化を図ることによりまして、自主財源のウエートを高めていくということによりまして経常収支比率の抑制を図ると、ひいては財政の健全化を図っていくという両面で進めていかねばならないと、このように思っております。以上でございます。

[17番議員挙手]

○議長（瀬川治男君）

はい、大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

財政の健全化ということで、今市長からもお聞きしました。

12月11日、岐阜新聞の社説に、議会の監視強化が必要だというようなことで社説がありまして、我々この一般質問の質問書は5日に提出期限でありましたので、それ以降にこの社説を読みました。地方財政健全基準ということで、総務省が各都道府県、市町村に通知を出したということで、その社説を抜粋して読ませていただきます。

総務省が自治体財政健全化法に基づいて破綻とみなす財政再生、警戒状態の早期健全化の2段階で財政状況をチェックするための4指針の数値基準を決め、都道府県、市町村に通知したと。

この4指針ということで、ずうっと読んでいきますと、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率という四つの指針であります。我々、実質公債費比率というのはずうっと今までも承知しておるわけですけど、この三つの新しい、赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率、こういう指標は我々には初めて目に入るような指標でありまして、正直いって、この数値を出して市民の皆さんに赤字ということで公表して、市民の皆さんもこれでわかるというふうに、そのようなことが目的かと思えます。

例えば連結実質赤字比率というのは、一般会計に水道、うちはありませんけど、病院、地下鉄と

いった公共事業会計を含めた赤字の割合を公表しなければならない。また、将来負担比率というところに、観光などの第三セクター会社や土地開発公社などを含めた借金の割合を示す将来負担比率ということで、市町村は350%というふうにあります。

総務省によると、06年度決算に指標を当てはめるとということは、今ちょうど決算を我々は審議しておるところ、この決算に当てはめると50から100の自治体が早期健全化団体になる可能性があるというふうにこの社説では言っております。

先ほども言いましたように、我々はこういう指標が今まであまりよくわからなかったというか、承知していなかったということで、市町村に通知がしてあるということで、このことについて、今本巢市においてはこの指標をどのようにとらえているのか、また検討しておるのか、将来どのようにしていくのかをまずお尋ねいたします。

○議長（瀬川治男君）

総務部長 土川隆君。

○総務部長（土川 隆君）

議員の再質問の内容でございますが、12月11日付の新聞記事の社説というのをもとに今お尋ねをさせていただいたわけでございます。

本市に対しましては、12月7日付で、総務省自治財政局財務調査課から市区町村担当課あてに事務連絡ということで通知が届いております。内容につきましては、地方公共団体財政健全化法における早期健全化基準等についてということでございまして、地方公共団体財政健全化法における早期健全化基準等について、別紙1の内容で政令整備を予定しておるからお知らせしますといったものでございまして、別紙1の内容といたしますのは、御指摘のございました実質赤字比等いわゆる四つの基準ということでございまして、まず1点目の実質赤字比率につきましては2点ございまして、早期健全化基準につきましては現行の地方債協議・許可制度における許可制移行基準と財政再生基準との中間の値をとり、市町村は財政規模に応じて11.25から15%、都道府県は3.75%とするといったことと、2点目といたしまして、財政再生基準につきましては、財政規律を確保する上で事実上のいわゆる規範として定着している現行債権法の起債の制限の基準を用い、市町村は20%、都道府県は5%とするといったこととでございます。

2点目の連結実質赤字比率についてでございますが、これも2点ございまして、1点目の早期健全化基準は、実質赤字比率の早期健全化基準に公営企業会計等における経営健全化等を踏まえ5%加算し、市町村については財政規模に応じ16.25から20%、都道府県については8.75%とするといったものでございまして、2点目といたしまして、財政再生基準は実質赤字比率の財政再生基準に、今申しあげました1と同様の観点から10%加算し、市町村は30%、都道府県は15%とするといったものでございます。

3番目の実質公債費比率につきましては、これも2点ございまして、早期健全化基準につきましては、市町村、都道府県とも現行の地方債協議・許可制度において一般単独事業の許可が制限される基準とされている25%とするということとあります。2点目といたしまして、財政再生基準は市

町村、都道府県とも現行の地方債協議・許可制度において公共事業の許可が制限される基準とされている35%とするといったものでございます。

4点目の将来負担比率につきましては、実質公債費比率の早期健全化基準に相当する将来負担額の水準と、平均的な地方債の償還年数を勘案し、市町村は350%、都道府県及び政令市は400%とするといった早期健全化基準、財政再生基準等が、今後、国の中におきまして法令化といいますか、制度化されるといったものでございまして、この四つの指標につきましては平成20年度の決算から適用し、平成21年に公表しなさいといったことが義務づけられるということでもあります。

こうした数値を出しまして、今後、議会また住民に対しまして財政チェックといいますか、そういった判断をお願いするわけでございますが、本市といたしましては、こういった基準に該当しないよう今後も一層行政改革に励む必要があるといったことで考えておるわけでございますので、御理解いただきたいと思います。

[17番議員挙手]

○議長（瀬川治男君）

はい、大西徳三郎君。

○17番（大西徳三郎君）

はい、ありがとうございます。

内藤市長におかれましては、先ほど4年間の総括と来年度の予算編成の方針ということをお尋ねしまして、先ほども言いましたけど、次期市長にもなっていただきたいと思うわけですけど、この4年間、市長としてかじ取りをされてきて、自分で自分の採点をするわけにはいかないと思いますが、市長、自分なりとして達成感というか満足感というか、それをどのように思ってみえるか、そのことをお聞きしたいと思います。

また、10月30日の表明のときに、新規にまき直すとか、ねじを巻き直して出馬するというような力強い言葉をいただきました。あれから1ヵ月半ほどたっておりますけど、今現在の市長のその決意は変わらないとは思いますが、改めて決意をいただきたいなど、その2点をお願いしたいと思います。

○議長（瀬川治男君）

はい、市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

達成感ということでございますが、先ほど申しましたように、評価は議員の皆様とか市民の皆様がされることですのでそちらにお任せしまして、私個人的には、かなりやらせていただいたなというふうに思っております。

また、次期の市長選挙のお話につきましては、この場では発言を控えさせていただきます。いろいろ支障があるというふうに思っていますので、こうした場ではそのことについては言及しないということにさせていただきます。

○17番（大西徳三郎君）

はい、わかりました。

ありがとうございました。これで終わります。

○議長（瀬川治男君）

ここで暫時休憩といたします。

一つ私からお断りいたします。

けさほど、15番 上谷議員から、葬儀のために早退したいという旨がございましたので、皆さんにお話をさせていただきます。

11時から再開をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

午前10時35分 休憩

午前11時17分 再開

○議長（瀬川治男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、12番 若原敏郎君の発言を許します。

○12番（若原敏郎君）

議長の許可を得ましたので、御質問させていただきます。

その前に、私の身近な人から、庁舎の中の窓口サービスが最近大変よくなったと、接客のための言葉遣いもよくなり、またいろんな相談をしても迅速に答えていただき、またわからないところもきちんと調べて後日報告をしてくれたと、本当に最近の庁舎内の職員の対応が大変よくなったと、こんな言葉を聞きまして、これはよかったなあと思います。これも幹部の方のいろんな指導のたまものと思っておりますので、今後ともよろしく願いしたいと思っております。それと、職員の方に市民がこんなことを言っておったということで、伝えていただければ幸いかなあと思っております。そんな意見がありましたので、報告させていただきます。どうもありがとうございます。

通告を2点させていただきましたので、それに従い質問をさせていただきます。

まず1点目の、地球温暖化対策の進捗状況はということでございますが、国の地球温暖化対策の推進に関する法律が平成11年4月に施行され、地方公共団体においてもその事務及び事業に関し、温室効果ガス排出抑制などの措置に関する計画を策定することが義務づけられています。

本市においても、平成18年度に地球温暖化対策実行計画のための予算として197万2,000円が計上されておりました。この問題については、我々現代人が経済発展のために利用したエネルギー物質が未来の世代の生活環境を脅かし、さらには生命を危機にさらすことになると思うと、早急な対応が必要と考えられます。他市もいろいろと計画をされて、温室効果ガス削減のためにいろんな施策を講じてみえます。本市においても既にさまざまな取り組みを実施されていると聞いておりますが、実際、本市の実施状況を以下3点でお尋ねします。

平成18年度に計画策定をされたことと思っておりますが、それについて我々はまだ見ておりませんので、その進捗状況をお願いしたいと思います。

2点目としまして、策定された計画に対し市はどこまで具体的に今実施されているのか、それもお尋ねしたいと思います。

さらには、市民に呼びかけ、問題意識の向上をどのようにこれからされていくのか、またされているのか、その3点についてお尋ねしたいと思います。

続きまして2点目、道路整備について。

インフラ整備の中でも道路の持つ経済効果ははかり知れないものがあると考えます。本市においては、その地理的条件から、根尾方面の観光・旅行者の集客、またリオワールド、モレラ等の商業集積地への利用者をさらに増加させなくてはならないと、こんなこともあります。また、本市の住民が大都市へ通勤するために居住地としてこの場で住んでいるわけですが、その居住地としての経済発展が考えられます。

西部連絡道路については、本市合併前の協議会の中で路線決定がされ、平成20年に完成の見込みではありますが、これは本巢縦貫道のバイパス機能を持ち、市内の旧町村間の移動にも大変時間が短縮されて、重要な役割を現在果たしていると思います。今後も多いに利用され、本市の動脈となればと期待しております。

このような観点から、今後も近隣市町からスムーズな交通の確保が必須であり、計画的な道路整備を進めていかなければなりません。特に瑞穂市との連携した道路整備は重要な懸案事項と思っておりますので、以下の点について本市としての見解を伺います。

1番目に、西部連絡道路の関ヶ原線以南といいますと、JAのガソリンスタンドの南のところから今現在は小柿の西の道路へ続いておりますが、これは本田団地のところへ行きますと行きどまりになってしまいます。ですから、十四条の東側に、十四条の中には県道曾井中島美江寺大垣線が走っているわけですが、そのバイパスの機能を持たせるような道路、これはそのあたりに道路を整備しますと、その位置的なことから21号バイパスまで抜けられるようになると思います。ルートについては、既存の道路を最大限利用して計画されるとよいと思います。一つ提案をいたします。

さらに、リオワールド付近の瑞穂市と連絡する道路ですが、私が思うに2点ありまして、1点は県道関ヶ原線から交差点が政田西浦交差点となっておりますが、添付しておいた図の1を見ていただくとよくわかると思うのですが、それから南ですね。大変狭くなっており、瑞穂の方から本巢市へ入って、政田西浦の交差点は右折帯もないという狭いところがございます。地元からの要望も出ております。

もう1点、これも関ヶ原線ですが、図2というところで添付しておきましたが、交差点名は温井交差点となっておりますが、南へ行きますと水路沿いに車は2台すれ違えないような道路があります。

以上の道路整備は今後必要ではないかと考えておりますので、それについてお伺いいたします。

○議長（瀬川治男君）

1点目、地球温暖化対策の進捗状況についての答弁を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 坪内博君。

○市民環境部長（坪内 博君）

それでは1点目の、地球温暖化対策の推進状況はについてのお答えをいたします。

平成9年に地球温暖化防止京都会議において、温室効果ガス削減の数値目標が各国ごとに定められ、我が国においては平成24年までに平成2年のレベルから6%削減することを旨とした京都議定書が平成17年2月16日に発効しております。

平成10年10月に公布され、平成11年4月に施行された地球温暖化対策の推進に関する法律では、国、地方公共団体、事業者及び国民の義務や取り組みの基本方針が明らかにされました。県や市町村においては、その事務や事業に関して、二酸化炭素などの温室効果ガスを排出抑制する措置について計画を定めることとなっております。

御質問の計画策定の進捗状況についてですが、平成18年度に本県市地球温暖化対策推進実行計画を策定いたしました。これは本市の事務及び事業に関して、温室効果ガスの排出抑制等のための措置に関する計画であり、出先施設を含めた市関係施設での取り組みとなっております。

平成17年度に本県市の庁舎及び各種施設から発生した二酸化炭素は678万5,607キログラムCO₂であり、本市の事務事業から排出されたものであります。これは電気の使用を初めとしたA重油などの燃料類、都市ガスなどのガス類、公用車のガソリン、一般廃棄物焼却施設における廃棄物焼却などが排出原因となっております。排出割合で見ますと、電気使用からの排出が全体の73.1%を占め、A重油やガソリンなどの液体燃料からの排出が20.6%、都市ガスとプロパンガスが6.1%、一般廃棄物焼却施設からの排出が0.1%であります。

これら二酸化炭素を、平成22年度までに平成17年度対比6%の削減を目標として掲げ、従来から取り組んでおりますクールビズやウオームビズ等による電気使用や冷暖房に使用する燃料の削減に加え、公用車に使用する燃料、一般廃棄物の焼却施設に使用する燃料の削減を定めております。

施設整備における削減については、現在3施設の学校給食センターが統合されるため、現行に比べかなり電力や燃料の削減が期待できることや、真正地域の一般廃棄物焼却炉の休止を計画しており、焼却しなくなることから使用燃料の削減を見込んでおります。

御質問の2点目の、策定された計画に対する実施状況ですが、今年度は本計画を実行する初年度に当たり、まず職員に認識してもらう必要が最も重要であり、幹部職員に対して、庁議において計画の内容を説明し理解を得ました。その後、各課ごとに地球温暖化防止に取り組んでいただく担当者を、係長級を中心に指名し、10月に説明会を行い、各課ごとに数値を示し二酸化炭素削減に取り組んでもらう周知、啓蒙をいたしております。

また、通常業務においても、特に大きな二酸化炭素の排出原因となっている電気使用量の削減をするよう、パソコンの使用制限、蛍光灯の使用制限などを全職員に要請しております。具体的には、出張などで1時間以上パソコンを使用しない場合や昼休みにおいて電源をオフにすることや、帰宅するときには待機電力をカットするためにコンセントを外して帰宅すること。また、蛍光灯については、日光が十分に入る場所では消灯することや、ふだんから明るい場所は不要な電灯を外すなど取り組んでおります。したがって、職員一人ひとりが市民サービスの質を低下させることなく、エ

エネルギー効率のよい仕事をするよう啓発し、取り組んでいるところであります。

御質問の3点目の、市民への呼びかけ、問題意識の向上の取り組みについてですが、市の広報紙を利用して、平成19年8月号で、地球温暖化を防止する時代であることを理解してもらい、冷暖房の温度設定や自動車のアイドリングストップ、及びふろの残り湯を洗濯へ回すなど家庭でできる温暖化対策や、電気料やガス使用料の請求書などから二酸化炭素発生量が把握できる環境家計簿などを紹介しております。

また、野外焼却による二酸化炭素の発生も大いに懸念されますので、自治会ごとにチラシを回覧していただくようお願いし、商工会に対しては、会員への野外焼却禁止パンフレットの配布を依頼し啓発しています。加えて、環境監視員のパトロール中に野外焼却の現場を見つけた場合には指導をしております。

このような取り組みを重ねつつ、年度末には今年度の結果が数値として出てまいります。その結果を踏まえつつ、さらに取り組みを進めることといたしておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（瀬川治男君）

2点目、道路整備についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 服部次男君。

○産業建設部長（服部次男君）

それでは、道路整備についての御質問にお答えをいたします。

本巢市の合併重点プロジェクトの一つに、地域道路ネットワークの確立を目指すことが取り上げられておるわけであります。その基幹事業として、地域間の利便性と国道157号のバイパス的役割を果たすよう西部連絡道路の整備を計画し、平成16年度に着手し、真正地域小柿地内の瑞穂市境から本巢地域山口地内の県道山東本巢線までの9.7キロを整備しております。この西部連絡道路は平成20年度には完成する見込みとなっております。

そこで御質問の1点目にあります宗慶地内の岐阜関ヶ原線から南に向かう道路整備でございますが、現在、整備を進めております西部連絡道路は、この付近の東側で小柿地内を南北に縦断し瑞穂市につながる道路となっていることから、新たな道路整備の必要性及び効果等についてはよく調査し研究する必要があるかと思えます。

次に2点目の、リオワールド付近の道路の拡幅でございますが、御要望を地元自治体からいただいておりますので、御要望の内容につきまして道路形態等をよく検討し、計画的に進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思えます。

なお、いずれにいたしましても、道路の整備に当たっては地元関係者や関係市町と連携を密にとっていくべきと考えております。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

○議長（瀬川治男君）

はい、若原敏郎君。

○12番（若原敏郎君）

それぞれの担当部長におかれましては、親切に御答弁いただきましてありがとうございます。

1点目の温暖化対策についてですが、今部長から答弁をいただいた中には、庁舎内では各担当者を決めて徹底させていく、また今徹底していると、それからまた徹底させていくという答弁でございました。

答弁の中に、学校給食センターの統合や真正地域の一般廃棄物の焼却によって大きく削減できるのではないかと答弁の中にありました。ちなみに、私が今庁舎関係で6%削減できるということで、削減率もお聞きしまして、今現在、平成19年度の購入しているそれぞれ電気使用量、ガソリン、軽油、灯油、重油、その辺を単価で計算してみますと、基礎となっているのは平成17年度ですが、17年度使用料に計画の削減率を掛けまして、その単価を19年の単価で計算しますと、金額にすると全体で1,230万ぐらい削減できるというような計算になりました。大変大きな数字ですので、計画どおり削減できれば1年間にそれくらい経費節減ができると思って、これは徹底してやってもらわないといかなあと、こんなふうに思いました。

それで、庁舎内の担当者を決めて削減しているところで、本当にパソコンを使わないときは電源を切る、また蛍光灯の使用制限もしていると、また不要な電灯も極力外すなり消すなり工夫をしていると、こんなふうな答弁もございました。

そこで、今年度最後にしか結果が出ないというのでは、職員に対してもなかなか意識が薄いといえますか、自分たちがこれだけ努力したのに結果が1年たってしか出ないというのは、ちょっと意欲に欠けてくるということで、できればタイムリーに、前年度と比較して使用料がこれくらい少なくなってきたから、皆さんの努力のおかげでこれくらい少なくなったということをお示しできれば、私はいかなあとと思いますが、今年度でもよろしいですが、どれぐらい削減できているのか、現在実際に職員が徹底している節減を、効果があらわれているかというところがもしわかればいいですけど、示せるなら教えていただきたいなど、こんなふうに思います。

さらには、市民に対しては広報やチラシなどで今お知らせしているというところですが、この計画では庁舎内だけが6%削減すればいいというものではありませんので、市民こぞって二酸化炭素を出さないように温室効果ガス排出抑制に努めなくてはならないのですから、もう少し広報だけじゃなしに、今後どのように意識の高揚をさせていくのか、そういうことを示していくのか、もし具体的にありましたらお答えいただきたいなど、こんなふうに思っております。

それから道路の整備についてですが、今部長の方から1番目の西部連絡道路の、今現在ある西部連絡道路の十四条の東側の私が今提案したところの道路については調査をしていくということでございます。大変お金もかかりますし、財政の苦しい中でございますので、なかなか思うようにはいかないと思いますので、ぜひ私は結構な効果があると。といいますのは、21号線を走ってくる中に、本巢市はどこから入ったらいいのと、遠くから見える方もそんな質問がありますけれど、羽島インターをおりるなら牛牧のところから入った方がいいですよというようなことを教えておるんですね。バイパスの牛牧の交差点から東海道線の下をくぐって一本道につながれば、大変本巢市にとっても

本巢市内へ入りやすく便利な道路になるんじゃないかなあと、こんなふうを考えておりますので、ぜひ調査をして実現に向けて動いていただきたいなあと、こんなふうに思います。

リオワールド付近の道路についても、瑞穂との関連があります。その中の温井交差点の南あたりは、以前にも狭い道路ですれ違いざまに路肩から落ちて死亡事故が起きたという実例もあります。また、政田西浦交差点も瑞穂の方から見える方は、あそこが狭いでもう少し何とかならんかという声もよく聞きます。商業施設へ集客しようと本市が考えている点から見ましても、あの入り口付近、全体からいけば端っこの道路でございますけれど、ぜひ伏せ越しなどをして拡幅していただきたいなと思います。道路に関しては要望とさせていただきます。

関係部長の方には答弁をお願いします。

○議長（瀬川治男君）

1点目、坪内市民環境部長。

○市民環境部長（坪内 博君）

御質問の1点目の、現在までの数値のことでございますけど、結論的に言いますと、取りまとめございません。といいますのは、18年度において、前年度の各庁舎の出先機関を含めた147施設の機関につきまして、電気とか、プロパンガスとか、灯油、軽油、ガソリン等の伝票整理とか、また学校施設においては出向いて行って調査しておりまして、その調査期間が思ったより手間がかかったということでございまして、今すぐということはやってございません。

そしてもう一つは、市民へのPRにつきましてですが、これにつきましては各自治会長会や各種団体に対して啓発を図っていきながら、また暮らしの上からも二酸化炭素を削減するための啓蒙を図っていくことが最も重要なことと考えておりますので、今後ともPRについては十分にしていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

[12番議員挙手]

○議長（瀬川治男君）

はい、若原敏郎君。

○12番（若原敏郎君）

急な質問をしまして、部長の方も困られたと思いますけど、職員に対しても、市民に対しても、やはり国が決めた6%削減というのは守っていかないと、我々の子孫が将来的に大変な目に遭うと。今温暖化もその一つの例でございますので、その影響かと世界では騒がれておりますので、ぜひ本巢市も近隣の市町村に先立って、実際に温室効果ガスの排出抑制を進めて行っていただきたいなと、こんなふうに思っております。

これからもよろしく願いしたいと要望しまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（瀬川治男君）

ここで暫時休憩とさせていただきます。午後は1時半から再開をいたしますので、お願いをいたします。

○議長（瀬川治男君）

午前に引き続き再開をいたします。

2番 船渡洋子君の発言を許します。

○2番（船渡洋子君）

議長のお許しをいただきましたので、通告に従って2点質問をさせていただきます。

5歳児健診の推進についてお尋ねします。

法定の3歳児健診と就学前健診の間に、5歳児健診を設ける自治体が少しずつふえています。3歳児健診では見落としがちな注意欠陥多動性障害（ADHD）や、アスペルガー症候群などの軽度発達障害の疑いを見つけ、より早く子供の個性に合った支援をするための取り組みです。

乳幼児健康診査は、母子健康法第12条及び第13条の規定により市町村が行っています。現在、本市では健康診査実施の対象年齢は、0歳、4ヵ月と10ヵ月、1歳半、2歳、3歳となっており、その後は就学前健診になります。

実は、3歳児健診から就学前健診までのこの期間の開き過ぎは、特に近年増加している発達障害にとって重要な意味を持っています。その理由は、発達障害は、早期発見、早期療育の開始が重要で、5歳程度になると健診で発見することができるのですが、就学前まで健診の機会がなく、ようやく就学前健診で発見されたのでは遅いと言われていています。発達障害は対応がおくれるとそれだけ症状が進むと言われていています。また、就学前健診で発見されても、親がその事実を受け入れるのに時間がかかって、適切な対応・対策を講じることなく子供の就学を迎えるために、状況を悪化させてしまうという現状です。

厚生労働省の平成18年度研究報告書によれば、鳥取県の5歳児健診では9.3%、栃木県では8.2%もの児童が発達障害の疑いがあると診断されました。こうした児童の半数以上は、3歳児健診では何ら発達上の問題を指摘されていませんでした。報告の結論として、現行の健診体制では十分に対応できないとしています。

平成17年4月1日に施行された発達障害者支援法は、かなり人数的には多いけれど、さまざまな支援が行き届かない、もしくは外から見ても障害としてわかりづらく誤解も多かった発達障害を持った人々に対し、発達障害を理解することによって地域で支え合って支援していこうという法律です。

この法律では、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意多動性障害等を発達障害と位置づけました。またその内容は、国及び地方公共団体の責務を明らかにした上で、地域における一貫した支援を行うこと、専門家を確保するよう努めること、一貫した支援のための関係者の緊密な連携を確保すること、そして発達障害への国民の理解を促進することが示されています。

財政的に厳しい中であると思いますが、早期発見で多くの子供たちを救うため、5歳児健診の導入はできないでしょうか。

次に、緊急地震速報の導入についてお尋ねいたします。

揺れる前に知る緊急地震速報とは、気象庁が2004年2月に試験運用・配信を開始した、被害を軽減させようという目的の新しい地震情報です。従来の地震情報の発表は、地震発生から約三、四分後でした。それに対し緊急地震速報は、地震発生直後に震源に近い地震観測点で観測される初期微動のP波の波形を解析し、およそ5秒から7秒で発表されます。この情報を地震波より先に受信することで、地震の強い揺れが来る前に推定震度や余裕時間を計算して知ることが可能になりました。

突然襲ってくる地震、大きな揺れの中では人々は避難することすら困難になります。もし大きく揺れる前に知ることができれば、危険箇所からの待避や、机の下へ隠れる等、揺れに備えることができます。こういう事態がないのが一番望ましいのですが、防災マニュアル強化や、ふだんの防災訓練により数秒で安全を確保する態勢をつくることができ、一人ひとりの防災意識の向上や、混乱や被害の軽減に非常に効果的です。

気象庁は10月1日から地震の初期微動を観測して、大きな揺れが来る数秒から数十秒前に知らせる、世界初の緊急地震速報の一般向け提供を始めました。最大震度が5弱以上と予測される場合、震度4以上の強い揺れが想定される地域名が発表され、情報伝達は当面NHKと民放のテレビ、NHKラジオが中心となります。

既に昨年8月から鉄道や病院、工場など特定の事業者に対して始まっており、7月に起きた新潟県中越沖地震では、震度6強の揺れがあった長岡市では3秒前、長野県飯綱町では20秒前、東京都内では45秒前に速報が出されたといわれています。このとき、母親が素早く子供を安全なところに移動させたという例もあります。全国では、緊急地震速報を利用して避難システムを導入している小学校があります。

近隣では、垂井町の老人ホームいぶき苑では、社会的弱者がたくさんいる施設なので、いち早く知って対処したいと、8月末にシステムの受信装置を導入して防災訓練が行われました。新聞にも報道がされているわけですが、10月1日から本格稼働する緊急地震速報システムは、大規模地震の発生を事前にキャッチし、強い揺れが始まる数秒から数十秒前に速報するという一方で、訓練が行われました。ここで視察に行くと、この館長さんにお話を聞きましたら、やはり弱者の方が急に行動を起こせないということで、そこの職員が少しでも早くわかって対応ができたらということで、このことを導入しましたとお話をされていました。来ることがわかると、まず身構えができる。どうするかに対応ができると、落ちついて行動ができ、机の下の避難へ誘導することができるという、そういったシステムをいち早く導入されていました。

本市において、緊急地震速報を導入するお考えはありますか。また、行政防災無線との連動ができないでしょうか。本市の取り組みをお尋ねいたします。

以上の2点をお尋ねいたします。

○議長（瀬川治男君）

1 点目、5 歳児健診の推進についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 島田克廣君。

○健康福祉部長（島田克廣君）

それでは第 1 点目の、5 歳児健診の推進についての御質問にお答えさせていただきます。

3 歳児健診と就学前健診の間に、独自に 5 歳児健診を設ける自治体が少しずつふえています。その理由としまして、3 歳児健診では見落とされがちな注意欠陥多動性障害やアスペルガー症候群などの軽度発達障害の疑いを見つけ、より早く子供の個性に合った支援をするためとなっています。しかし、軽度発達障害児の保護者の中には、5 歳からの対応でも遅過ぎ、子育てに疲れてしまう人もいる、3 歳児健診を充実させるべきだとの意見もございます。

本巢市では、平成 16 年 2 月の合併時に母子保健事業の見直しを行った結果、この軽度発達障害児の早期発見及び早期支援の重要性が検討されました。その結果、全国にも先進的な取り組みとして、臨床心理士を配置し、発達障害児への早期支援体制を充実してきております。この結果、乳幼児検診で要観察となる子が多く、継続して支援をしているケースも多くなっております。

全国的な調査では、軽度発達障害児の 3 歳児健診での発見割合は 5 割以下とされています。本巢市では、3 歳児健診前までに 8 割が発見され、支援をしているところのございます。また、3 歳児以降の臨床心理士による、保育園、幼稚園、幼稚園での継続相談により 9 割方を把握し、把握されていないケースは、19 年度で申し上げますと、5 歳での転入時 2 名とその他 1 名の 3 名であります。これらの結果から、5 歳児健診を導入するメリットが今のところ非常に少ないのではないかとこのように考えております。

今後、さらに各乳幼児健診での早期発見・早期支援体制を充実し、3 歳児健診以降の相談体制を強化していくことにより、発見漏れ、あるいは支援漏れをなくしていくよう努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（瀬川治男君）

2 点目、緊急地震速報の導入についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 土川隆君。

○総務部長（土川 隆君）

では、2 点目の緊急地震速報の導入についてお答えさせていただきます。

まず、これは気象庁の地震火山部管理課からの資料でございますが、地震の揺れは震源から波紋のように、いわゆる地震波として伝わっていくということでございます。地震波は主に 2 種類ありまして、アルファベットでいいます P 波、これは初期微動といえます。それと S 波、これは主要動といえます。最初に P 波が伝わり、それで次に強い揺れの S 波が伝わるということで、地震による被害は主に S 波によってもたらされるということでございます。地震波が伝わる速さということで、P 波については、かたかた揺れる波ということで秒速が約 7 キロメートル、S 波につきましてはゆさゆさ揺れる波ということで秒速約 4 キロメートルということでございます。

そうしたことから、地震の初期微動である P 波と主要波である S 波の時間差を利用して地震の発

生及びその規模を素早く知り、地震による強い揺れが始まる数秒から数十秒前に強い揺れが来ることをお知らせして、防災対策に役立つ新しい情報として今年10月1日より気象庁より情報提供が始まりました。

本市における緊急地震速報の対応につきましては、一般家庭では、現段階ではテレビ、ラジオによる受信のみとなっていますが、緊急地震速報、また国民保護法に基づく弾道ミサイル発射情報といった緊急情報を国の機関である消防庁から直接人工衛星を経由しまして市町村の防災行政無線、同報系設備を自動的に起動いたしまして緊急情報を流す「全国瞬時警報システム」の導入について、去る11月16日に工事発注をいたしまして、来年3月末に完成する予定でございます。今年度、このシステムを整備するのは全国で本市を含む13市町が、県内では本巢市のほか岐阜市、恵那市、関ヶ原町が導入する予定となっております。

したがって、本市における緊急地震速報につきましては、「全国瞬時警報システム」の導入で対応することとし、平成20年4月からは同報無線の屋外拡声子局及び各家庭にあります個別受信機から緊急地震速報が受信できる予定でございます。このことにつきましては、広報10月号で周知するとともに、本議会においても行政報告させていただいたところでございます。

また、本市は平成16年12月に、市内全域が東南海・南海地震防災対策推進指定地域に指定されており、これらの地震が発生した際には震度5弱から5強が想定されていることから、大規模地震発生時に被害を最小限にとどめるために、市制施行以来、自主防災組織の充実を図り、総合防災訓練、災害図上訓練等を行ってまいりました。

このような観点からも、大規模地震発生時に有効な情報源であります緊急地震速報及びその対処方法につきましても、今後とも市民の方々に十分周知してまいりたいと考えております。以上でございます。

[2番議員挙手]

○議長（瀬川治男君）

はい、船渡洋子君。

○2番（船渡洋子君）

ただいまの答弁で、本巢市においての5歳児健診は考えてはいないというお答えでありました。

今の現状で十分であるということなのかなあというふうにお聞きしましたが、この9月27日の東京新聞で、今お答えいただいたことと若干重なることがあるかと思いますが、今この5歳児健診、また発達障害を見つけていくということで新聞の記事があったわけですが、3年前から長野県駒ヶ根市が毎月開いている5歳児健診には、その月生まれの子供と親が参加する問診や歯科検診とあわせて行う複数の集団遊びで、子供たちが集団の中でどう振る舞うかを親と専門家が観察する。遊びにはそれぞれ目的がある。絵本の読み聞かせは集団の中で座って聞いていられるか、フルーツバスケットは遊びのルールを理解できるか、そういった年齢の段階で見つけやすいといえますか、集団行動というのはなかなかまだ3歳ではできない部分というのがあると思うんです。ゆえに5歳で見つかる部分が多いということなんです、5歳前後で差が出てくる集団への適応力や社会性を見る

項目が多い。このときの観察や問診をもとに診察を受ける。気になる子供には、親の了解を得てさまざまな支援が受けられるようにするという。

早期発見・早期療養というのがこの発達障害にとっては一番大切なことで、余り早く見つかってお母さんが疲れてしまうというふうに言ってみえましたが、その適切な対応をすればその子はよくなっていくという、そこに着目をしていきたいというふうに思います。

またある地域では、5歳児健診という内容、発達障害ばかりではなくて、例えば肥満とか、そういったことに対する健診といますか、そういうのもあわせて行っているというところもあります。軽度発達障害の早期発見、弱視の早期発見、小児肥満等の小児生活習慣病の予防を目的として5歳児健診を実施していますということで、いろいろな対応といますか、いろいろな形で保育園とか幼稚園のところをずうっと順番に回って見つけていくとか、いろんな方法をとって、今進めているということをお聞きしたんですが、本巢市においても、もうこれで十分ということではなくて、まだまだ見落とししているという子もいると思いますので、そういったことも考えて、今後ますます発達障害児に対するケア、またお母さんに対するケア、相談を充実していくというふうに言われましたので、そういったことに本当に力を入れて、子育て支援に力を入れているという本巢市の売りといいますか、本巢市は子育て支援がすごい充実しているよ、よそよりも福祉が行き届いているよと、そういうふうによくお聞きをするわけですが、本当にそれにこたえられる取り組みをしていただきたいな、これでいいんじゃないかと、もっともっとそういったことにも目を注いでいていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。これは要望です。もう取り組んでいるというふうにお答えいただいたわけですから、要望をいたします。

そして、緊急地震速報の方も今お答えいただいて、瞬時防災警報ということで、それで対応をしていくということでしたので、今の気象庁の方からこういった瞬時緊急地震速報を発表するとパニックを起こしてしまうというおそれも反対にあるということで、そういったときの対応法がこういうふうにあるんだということを、常日ごろ周知していくといますか、そういったことに取り組んでいていただきたいというふうに思います。

本当に来るということがわかっていると、身構えができて助かった、大変なところから、危険なところから移動することができたとか、いろんな例があるわけですから、そういったことを折あるごとに啓発をしていきたい。防災訓練も年に1回ありますが、それを本当にあるところでは行政として夜防災訓練をして、職員が夜何分でここへ集まれるというのをやっているというところもあるというふうにお聞きしました。そういったこととか、また保育園とか弱者のいるところなどが、早くそういったことができるようなシステムを、力を入れていていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（瀬川治男君）

2点目も要望ですね。

○2番（船渡洋子君）

はい。

○議長（瀬川治男君）

続きまして、7番 安藤重夫君の発言を許します。

○7番（安藤重夫君）

通告に従いまして、3点お伺いを申し上げます。

1点目は名鉄の踏切についてでありまして、2点目は永年作物の伐採伐根についてでありまして、3点目はEM菌についてであります。

まず1点目ではありますが、真正地域内におきまして、添付をしてきましたように東西に14カ所の名鉄の踏切がございます。

その中で、東から3番目、4番目、6番目、写真も添付しましたのでごらんくださったらよくわかってもらえると思いますが、これは下水道工事に伴いまして踏切のフラット化が既に済んでおります。また、政田駅周辺の11番、12番両踏切と、根尾川堤防道路の踏切は、名鉄本社の工事によりフラット化が済みました。しかし、8番、9番、13番の道路は大変交通量が多うございまして、それにもかかわらず整備がまだされておりませんので、整備が待たれます。その他の1番、2番、5番、7番、10番踏切は、いずれも1.3メートルという狭い踏切でありまして、昔の旧真正町時代の道路幅がそれだけしかありませんので、車幅どめがあるということで大変地域の住民は困っております。

特に、2番踏切をごらんください。2番踏切で代表しますように、2番踏切はみどり公園南にあります。これも1.3メートルという車幅どめがありますので、西の馬伏の3番踏切、あるいはルート157号以南の本巢縦貫道への変交通量の多い道路に迂回を余儀なくされております。

名古屋鉄道への働きかけや、先般一般質問をさせていただきました以降の協議の経過をお伺いいたします。

2点目の永年作物の伐採伐根についてであります。近年、特に南部の方におきましては、柿・ナシ畑の伐採伐根が進み、もとの水田に戻っております。

その原因といたしまして、農業者の高齢化、後継者不足、生産費の増大に伴う収益の減少等が考えられます。その中で、私ども市内南部の果樹園の水田化が進行している現状、今後どのような施策を考えられておられるのかお伺いをいたします。つけ加えますが、ことしの1月から今までにおきまして、旧真正地内では3ヘクタールほどの水田化が進んでおります。

3点目のEM菌についてお尋ねをいたします。

市内の幼保・小・中、高のプールの冬期水管理について、EM菌導入の試験導入の結果はいかがだったかお尋ねをいたします。

それで、このたび新しく提案をいたしますのは、EM菌の代替といえますか、EM菌という部類で一からげにすることもできますが、新たにえひめA Iであります。

市民のEM菌に対する理解度が低いというようなことを心配する現場の声があると聞いておりますが、えひめA Iは納豆菌、ヨーグルト菌、ドライイースト菌、それから砂糖またはハチみつ、い

ずれも我々のなじみの深い食品のものでありまして、そういったもので製造できる菌であります。えひめAIを各家庭から流していただくと、下水道管の汚れや発生汚泥土量が少なくなるということも聞いております。このため、下水道の今後の維持管理費の軽減を図るためにも、各家庭にその普及を推進してはどうかと考えておりますが、お考えをお伺いいたします。

○議長（瀬川治男君）

1点目の、名鉄揖斐線についての答弁を副市長に求めます。

副市長 高木巧君。

○副市長（高木 巧君）

それでは1点目の、名鉄揖斐線についてお答えをさせていただきます。

議員御質問の名鉄揖斐線についてでございますが、平成17年3月末に廃止をされました土地及び踏切復旧につきましては、昨年の12月議会に御報告させていただいたとおり、名鉄側は、土地については市内に所有する土地を一括購入してほしい、さらに踏切等の拡幅にかかりますところの部分的な買収については、一括購入されるかどうかの意思を示された後に応ずるとの申し入れがあることや、市が管理をいたしております道路上の踏切につきましては、レールの撤去と踏切の前後3.1メートルを、路盤10センチ、舗装4センチで施工するとのことで、それ以上の仕様で踏切の工事を施工する場合は市の負担となるとの説明を受けておるところでございます。

そこで、議員御指摘のとおり、現在、市内には旧名鉄揖斐線の踏切が14カ所ございます。2カ所の踏切が下水道事業による工事、それから3カ所が県の事業でフラット化が完了をいたしております。これは下水道事業の完了年度が今年度であるため、名鉄に個別に協議をいたしまして、やむを得ず市単独で事業を行ったものや、県道踏切につきましては岐阜県と名鉄との間でレール撤去の基本的合意がなされまして、順次工事が行われていることによるものがございます。

旧名鉄3線の廃線敷につきましては、岐阜地域公共交通等調査検討協議会、当然私ども本巣市もこれに加入をしておるわけでございますが、この協議会におきまして、今年度、既存バス路線の利便性の向上策検討や、廃線敷を活用した基幹公共交通の検討、これらを盛り込んだ広域的公共交通のあり方を調査・検討しておりまして、今年度末にはその方向が示される段取りとなっております。

市内の踏切の拡幅やフラット化につきましては、その方針が示された後に、市としての対応を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（瀬川治男君）

2点目、永年作物の伐根伐採についての答弁を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 服部次男君。

○産業建設部長（服部次男君）

それでは2点目の、永年作物伐根伐採についての御質問にお答えをいたします。

御質問の果樹園の水田化については、昭和40年代に始まった水稻の生産調整事業の一環として水田から果樹園に転換された農地が、本巣市においては180ヘクタールありまして、それ以前の果樹

園を含めて、水田化される農地の問題が存在していることは御質問のとおりでございます。再び水田化された問題を含んだ農地は、全市で約36ヘクタールに達しており、水田面積のうちの約2.5%となっております。

農業者の高齢化、後継者不足、価格低迷等、農業を取り巻く厳しい状況の中では、農作業の手間の多い果樹園から、管理のしやすい水田とする実態は、果樹園のまま放置されることを思えばいたし方ないのではないかと考えております。しかしながら、水稻の生産調整事業としてとらえるところでは、復田は新規の開田扱いとなり、生産調整と相反する事態となっております。

果樹園からの復田は、過去に永年転作として国庫の補助金を受けていることから、現行制度による補助の対象からは外れ、転作作物をつくっても産地づくり交付金もなく、経営安定対策の対象からも外れ、また災害の補償のための農業共済制度にも加入できないところであり、経営農地とするのは絶対的に不利な農地となります。しかし、そうした復田した経緯があっても、農地としての本来の重要性は変わるものではありません。

本巢市は、水田から転用された果樹園が大変多くあり、御質問の趣旨のとおり、今後さらに果樹抜き水田の増加が懸念されるところであります。これは本巢市だけでは対処できない問題であると考えております。

農業を取り巻く環境の変化や、生産調整における果樹への転換が、約40年の経過の中で大きく情勢が変化してきている背景を踏まえ、国及び県に訴え、現行の水田農業制度の問題を提起してまいりたいと考えております。以上であります。

○議長（瀬川治男君）

3点目、EM菌についての答弁を教育長と上下水道部長に求めます。

初めに、教育長 高橋茂徳君。

○教育長（高橋茂徳君）

EM菌について、議員から平成18年12月議会におきまして御提言をいただきました小・中学校プールの冬期における水質管理の試験結果についてお答えをします。

今年度、真桑小学校のプールでEM菌を使用しまして水質管理の実験を、環境教育の一環として行いました。4月に校長から、EM菌の効果や必要経費についての説明文書を6年生の保護者に配付し、米のとぎ汁を準備していただく旨の依頼をいたしました。4月末には米のとぎ汁を6年生が学校に持参し、EM菌を入れて図工室で培養をしました。およそ1週間後の5月8日にプールに流し、1ヵ月後の6月5日にプール清掃を実施いたしました。

プール清掃を終えた6年生の子供からは、「力を入れて壁面や床をこすらなくても、少しの力できれいになった」とか「いつもより楽に早くできた」といった声を耳にしています。また、担任教師からは、「子供たちに環境について考えるよい機会になった」とか「後片づけも含め、作業時間が短縮できることは大きなメリットである」といった反応がありました。

今回、清掃までにかかりました費用は、EM菌の原液等で9,370円でした。なお、5月28日に実施しました水質検査の結果は、pH10.2という数値を示し、弱アルカリ性でした。環境庁が定めま

すところの生活環境の保全に関する環境基準によりますと、河川ではpHは6ないし6.5以上から8.5以下が基準値であります。このことからいたしますと、今回の検査結果は、環境に優しいとは言いがたいです。

しかしながら、プール清掃に要します労力は軽減することができました。とは申しましても、EM菌の効果や問題点につきましては、何分にも1回だけの結果でございますので、対象となるデータが乏しく、今後さらに検証していく必要があると考えております。

また、御提案の水質浄化作用のあるえひめA Iにつきましては、納豆やヨーグルト、ドライイーストなどの原料に水を加えまして培養する製法ですが、実用可能かどうかについても検討をしてみたいと考えております。

○議長（瀬川治男君）

続いて、上下水道部長 林賢一君。

○上下水道部長（林 賢一君）

それでは、EM菌の質問の二つ目の、各家庭でつくれる水質浄化作用のある菌を流していただくと、下水道管の汚れや発生汚泥量が少なくなり下水道施設の維持管理費が軽減できるので、各家庭にその菌の普及をしてはどうかの質問でございますが、菌の製造につきましては、御説明されたように、材料は納豆、ヨーグルト、ドライイースト、砂糖またはハチみつなど、いずれの物もなじみ深い食品であります。

しかしながら、製造した菌を35度Cで1週間培養する必要があります。例えば、熱帯魚用のヒーターなどが考えられますが、培養にはちょっとした手間がかかることから、各家庭での推進には環境への認識及び御協力が必要かと思えます。

導入に当たっては、地域の御協力をいただき、防火用プールにおいて実証を行い、効果があると確認できれば導入に向けて検討していきたいと考えております。今後もしよろしくお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

〔7番議員挙手〕

○議長（瀬川治男君）

はい、安藤重夫君。

○7番（安藤重夫君）

3点それぞれ丁寧な御回答をいただきまして、ありがとうございました。

第1点の名鉄の踏切のことですが、先回の一般質問の折にも名鉄本社の方へ、広報課であります。何回も連絡をとりながら、今回も同じように連絡をとって本日の一般質問に臨んでおられるわけですが、広報課のU氏によりますと、先ほど御提示いたしました8番、9番、13番におきましては、一般道、市道などございますが、先回の名鉄の広報の回答にも、先ほどの副市長の御答弁にもありましたように、名鉄本社で軽舗装並みの工事はやりますという回答を先回のときもいただきましたが、今回、こういう返事が返ってきてまして、順次やられるのでないですかと。待っておりますということで、8番、9番、13番の踏切のフラット化をお尋ねしましたところ、貴

市の方から要請がありませんので要請を願いたい。いやそうではないでしょうと。順次計画的にやられるということで、本市から要請をお待ちのこととは、先回の名鉄本社の答弁とは違いがあるように思いますがいかがですかということですが、そんなようなことを名鉄本社は言っておりますので、要請をお願い申し上げたいと思います。その点で御質問をお願い申し上げます。

それから2番のことでございますが、産業建設部長の方から生産調整、それから共済金の掛金の問題、これは県にも国にも、要するに農林省のかつての補助金をいただいております関係上大変難しいという答弁がありまして、私もそのとおりでなあとということを共感いたしますが、もともとは昭和30年代におきまして、既に明治、大正、昭和という時代を踏み越えて既に柿畑、ナシ畑がありまして、昭和30年代に土地改良がありまして、それから基盤整備が行われまして、その後の米余りということで、先ほどの40年来の減反政策ということで柿やナシの新植が始まった経緯は御説明のとおりであります。何しろ先ほど若原議員の質問にもありましたように、地球温暖化と相反しますが、今まさに初冬の我が市の風物詩とも言える落ち葉たき、ナシの葉を焼いて、柿の葉を焼いてというようなことが、天気のいい日はそれこそあちらこちらに煙が立ち上がりますが、農業者の方々の思いは、私たちは野焼きをしておるのではないかという思いがあると。いや、そうじゃないんだと。それぞれの何十年という経験を持たれました農業者におかれましては、時間だとか天候だとか、それから近隣の住宅への配慮だとか、また風向きだとか、いろいろな配慮がありまして、そして剪定くずだとか落ち葉たきだとか、それから伐採だとか伐根だとかいうような、そういった焼却の際に起きます煙での市民への理解は、広報などで市民への理解を一層得られるような要望をお願い申し上げます。

3点目のEM菌につきましては、教育長におかれましては明快な答弁をいただきましてありがとうございますございました。

お隣の北方町のふれあい水センターにおきまして、本日の12月18日までに発生汚泥量がゼロだと。その日が何と本日までに2,687日続いておりますと。何と7年間も汚泥の発生がないということでありまして、そこで今回提案いたしました市内のそれぞれの浄化センターにおいて、将来管路清掃費、それから汚泥発生に伴うそれぞれの浄化センターの想定額を上下水道部長にお尋ねを申し上げます。

○議長（瀬川治男君）

1点目の名鉄揖斐線についてを、副市長 高木巧君。

○副市長（高木 巧君）

議員におかれましては、この名鉄揖斐線の踏切のフラット化につきましては、大変御心配をさせていただいております、まことにありがとうございます。

先ほどの回答と重複する部分もございますが、名鉄3線の廃止、東から美濃町線、それから市内線、それと私ども本巢市に関係しますところの揖斐線とこの三つがあるわけでございますが、揖斐線に限っての御説明に入らせてもらいますけれども、揖斐線につきましては、終点の大野町さん、それから私ども本巢市、それと北方町、岐阜市とかかわるわけでございますけれども、大野町さん

がいろいろ経費的にも大変高額な費用がかかるような計画もいつときお持ちでございましたが、そういったことも踏まえて、先ほど申しあげました協議会で鋭意検討してきたところでございます。

それで少々時間等をとりましたのですが、いずれにいたしましてもこの協議会は年度の末までに一定の方向を出させていただく予定になってございます。その時点で現在の廃線敷を、例えば岐阜方面に向かつての朝の渋滞緩和のためのバスの専用レーンだとか、いろんな構想は出てまいりますが、それらを含めて、専用レーンにいたしましてもそれは沿線市町ですべて買い取りと、こういう形の話にもなってございますので、それらの結論を待って、私どもとしては逐次踏切のフラット化についてをお願いをしていきたいと思っておりますし、名鉄さんの方が、市からの要請がないというようなこともございました。これは下水道工事に限って言えばまさにそういうことでございまして、私どもは年度内に完了させるべく名鉄さんに御協力をお願いした形になりますが、そういう流れの中の事業でございまして、ひとつ御理解をいただきまして、あと2ヵ月、3ヵ月、しばらく時間的な御猶予をいただきたいというふうに思うところでございます。以上でございます。

○議長（瀬川治男君）

2点目、永年作物の伐根伐採についてを産業建設部長 服部次男君に求めます。

○産業建設部長（服部次男君）

焼却についてのお話だったと思いますが、この点については農業を営む上で認められた焼却だということを市民環境部からも聞いております。

先ほどの御要望につきましては、関係部とも協議しまして対応してまいりたいと思っております。

○議長（瀬川治男君）

3点目のEM菌についてを上下水道部長 林賢一君に求めます。

○上下水道部長（林 賢一君）

汚泥処理費でございますが、18年度決算でお話をさせていただきたいと思っております。

集落排水施設につきましては、全体で5,870万円ほどかかってございます。公共下水道につきましては230万円ほどになってございます。合計で6,100万円余りでございます。

続きまして、管路の管理費でございますが、今現在、管路の管理費といたしまして清掃等はまだ行っておりません。しかし今後、清掃管理するところもありますので、参考でございますが、供用を開始している管路延長を清掃管理をした場合ということでございますが、それで一応10年ごとにやらなければならないということになってございます。そうした考え方で計算をさせていただきますと、管理費につきましては10年ごとに930万円ほどかかるのではと見込んでおります。以上でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（瀬川治男君）

はい、安藤重夫君。

○7番（安藤重夫君）

はい、ありがとうございます。

第1点の名鉄の踏切のことでありますが、私の思いといたしましては、狭くて目の前に5メートル、6メートルの道路がある。こちらに7メートルも8メートルもある2番踏切を例に挙げましたが、そういった目と鼻の先にあちらへ渡れるにもかかわらず、ぐるっと迂回を余儀なくされておると。これは本当に旧真正の方々に何とかならんかというじくじたる思いを皆さんがお持ちでありますので、名鉄本社に私はこう言いました。それぞれの踏切の40平米や50平米は無料で払い下げなさいと。そのぐらいのことがあなたの会社でできないんですかというようなきついことも言いましたが、それは先ほど副市長が言われましたようなことで、なかなか難しいということは私も承知しておりますが、継続的に名鉄と協議をお願い申し上げます。

それから、3点目のEM菌のことでございます。

処理費が6,100万、現状でかかっておると。これから真正の浄化槽センターが稼働し始める。20年以降が供用開始ということで、いよいよそういったことでこの6,100万にまだ上乘せが相当かかってくると。そして管路清掃にはとりあえず930万であるが、先ほど言いましたように20年の真正の浄化センターがまた動き始めますと、なかなか大きなお金がこれからそういったことに市費の方からかかるということが想定できますもので、こういったEM菌だとかえひめA Iだとかいうようなことを、市民の理解を深めながらアピールを進めて、また教育長がおっしゃったように、小・中学校の児童や生徒に理解を求めて、協力を求めながら、環境教育の一環としながら幅広い市民運動が広がりますように私は希望いたして、今回の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（瀬川治男君）

続きまして、3番 鏝本規之君の発言を許します。

○3番（鏝本規之君）

質問の前に一言。私が一般質問の内容を提出してから、執行部の方から、それにかかわるとは言いませんが、それに近い内容のことも含まれて説明がありましたので、質問の内容がかぶることがあるかもしれませんので、そのことだけ承知おきを願います。

まず1点目からですが、入札のことにに関して何ですが、耐震性の入札について、本巢小学校の耐震性のことに対して、これも説明がありましたからあまりくどくどは聞く必要もないと思うんですが、その中で一つわからないというのか、聞きたいことがありますので質問をさせていただきます。

1回目の入札が全社辞退ということで、改めて入札をされるということになったわけなんです、そのときの説明によりますと、耐震性と防水の方とをドッキングさせて入札されたということなんです、全社辞退というときにおいて、なぜ同じ者においても一度なされなかったのかということなんです。

そのときの執行部の説明によりますと、工事に予算が不足を生ずるということになっておるんですが、予算に不足を生ずるということは何を根拠になされたかということをし説明を求めていったときに、いろんな諸事情があって学童の安全その他もろもろということで説明があったんですが、そういう場合においては、予算が足らないとかいうときにおいては議会の方に報告をする、ないし

また諸委員会の方において報告をしてもらうことが非常にありがたいなあと思うんですが、1点目の同じように土貴野小学校も入札がなされておるんですね。土貴野小学校は落札をされて工事にかかることになっておるんです。本巢小学校は結果としてなされなかった。それを検討した結果、耐震工事の工事費に不足を生ずると。その中の文面云々ということは後出しのような気がして仕方がないんですね。

なぜそのときにもう一度、全社が辞退したのにそのままの格好でどうして入札がなされなかったのか。前に一度同じような件で、アイハウの件がありましたが、あの件も一応不成立に終わり、また改めて入札をなされたんですが、そのときも何かあまりよくわからないものを20万円ほど上乗せして入札をなされました。入札結果を見ますと、その20万円のところにまで届かない金額、最初の金額、不調に終わった金額内で入札がなされておるんですね。その入札においても99.7%ぐらいでしたかね、入札率は。今回も同じようにやれば入札が成立したのではないかと思うんですね。それをあえて耐震と防水と一緒になされた。その耐震と防水と一緒になされたということに対する説明は後でまたされると思うんですが、防水工事の金額が、引き算、足し算してみますと、4,714万5,000円ですかね。これが防水の方の工事ということになると思うんですね。

今までの過去の実績から見ると、防水工事においては大体50%前後で入札がされているんですね。合計の金額を足してみますと、これがもし50%前後で落ちたとするなら、2,000万円くらいのお金が本来なら浮くはずなんですね。そのお金が耐震性の方に回されたというのか、そういう形において入札の金額は99.5%で落ちているという。本来であるならば別々のもので、別々でやればもう少し金額的、パーセンテージ的に違ったのではないかと思うんですよね。アイハウのときもそうですし、今回のときもそういうように何となくおかしいのではないかなあと思うことがありますので、そのところもひとつよろしく説明のほどをお願いしたいと思います。

それからもう1点は、長屋の税金のことでちょっとお伺いをするんですが、長屋の土地において、私たちが指摘したことによって5年分の税金が課税された。そしていろんな話の中で聞いてみますと、まだほかにあるのではないかと。本巢市の名義の土地がまだあるのではないかと思うんですね。そのことも説明がされたと思います。

その中で、きょうの説明の中で堤敷ということが出てきました。堤敷のことに対しても全協の中で説明が少しなされましたけれども、わからないと思うところを少し質問をします。

この堤敷というのは、もともとが本巢市に払い下げられたらと思っておるんですね。また執行部の方に聞いたところ、そのような回答がなされました。本巢市に払い下げがなされたものが、何を根拠に2分の1組合のものであると、そして本巢市のものであると。なぜ本巢市のものが2分の1に減ってしまうのかということに対してお尋ねをします。

それから全協の中の説明で、この堤敷がまだほかにあるのかということに対して、まだたくさんとは言いませんがあるということでした。当然、そこにも課税がなされているのかとの質問に対して、課税がなされていないということでした。同じように、入会地管理組合というところが払い下げを受けて、今その組合員の人たちは使用料という形で組合にお金を納め、そのお金が固定資産税

という形か、どういう形かはよくわかりませんが、市の方に納められております。入会地管理組合の方においてはお金を払っておられて、長屋の組合においては課税がなされない。使用料等が取られていないということに対して、長屋の土地と入会地との土地の違い、どうしてこの差が出るのかということの説明をお願いしたいと思います。

また、市長さんが課税をされた土地は、土地の所有者に対して課税をされたということですが、その土地の所有者のところで、きょうの全協の中で説明をされたこの書類、家を直すというときの書類に不備があったと。名前が違っておったのか、肩書が違っておったのか、よくはわかりませんが、どこがどう違って、どこがどう間違っているのか。また、どのように直さなければいけないのか。また、この間違った書類によって建てられた建物は今後どのようにされるのか、そのことをお伺いいたします。以上。

○議長（瀬川治男君）

1点目、本巣小学校耐震・外壁・防水工事についての答弁を教育委員会事務局長に求めます。

教育委員会事務局長 杉山勝美君。

○教育委員会事務局長（杉山勝美君）

それでは、本巣小学校耐震・外壁・防水工事についてお答えをいたします。

本巣小学校における耐震工事は、平成18年度に実施設計を行い、本年度一般競争入札を実施し、7月27日の開札の結果は、議員御指摘のとおり、参加者8社すべてが辞退ということになりました。このことを受けまして、再度耐震工事の設計内容の精査を実施し、仮設足場、解体撤去処分、諸経費等に対し、設計内容の一部修正を行いました。

結果、当初予定しておりました耐震工事の予算に不足を生ずることとなり、9月定例会における予算補正を検討いたしましたところでございますが、しかしながら9月補正予算議決後から入札までの発注事務処理期間を考えますと、本巣小学校耐震工事の年度内完成をするための工期に支障を来す状況となります。また、同じ工事請負費内にあります外壁補修及び屋上防水工事を耐震工事に合算発注することを検討した結果、仮設足場等の工事費を削減することができました。

そこで、外壁補修及び屋上防水工事を合算することと決定をいたしまして、大変厳しい設計ではありましたが、本巣小学校改修工事として10月19日に参加者3社により入札を実施したところ落札者が決定し、3月の完成を目指して現在進めておるということでございます。以上です。

○議長（瀬川治男君）

2点目、多目的広場の課税についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 土川隆君。

○総務部長（土川 隆君）

では、通告していただいております多目的広場への課税についての御質問にお答えさせていただきます。

多目的広場への課税の中に宅地課税分が含まれている理由と、ほかに課税されていない土地があるかといったものでございまして、歴史的経緯を踏まえた長屋地区の廃川地につきましては、国、

県等の助言をいただき、周辺の課税実態等を総合的に検討した結果、地方税法第343条第2項後段の規定に基づきまして、糸貫川共有地廃川地管理組合に所有権があるものと判断し、課税台帳に登録しまして、同組合に対して固定資産税を課税させていただいてところでございます。

内訳といたしましては、多目的広場として買収した土地8,544平方メートル及び宅地等として使用されている土地1,711平方メートルが含まれています。この宅地等として使用されている土地につきましては、現在、市から個人への名義変更の手続に向けて、担当課と管理組合及び使用者と協議中でございます。

次に、課税されていない土地があるのかという御質問でございますが、この土地以外に旧堤防敷が存在しておりまして、この土地の一部宅地等として使用されている土地、また道路との境界が定かでない土地が存在しているため、境界の確定、文筆測量の作業を実施しているところでありまして、今後において払い下げした後課税をしていきたいと考えておるところでございます。

またこれ以外に、先ほど御質問いただいた件でございますけど、覚書の中にあります2分の1の取り扱いでございます。

その2分の1の根拠はということでございますが、この根拠につきましては、旧糸貫町時代に、平成10年ごろだと思っておりますが、北部の方で長屋の工業団地、またスポーツプラザ等々開発が行われまして、そのときに堤防敷地が含まれておったということで、そのときに2分の1に基づいて整理されたといった経緯を踏まえまして、この16年1月30日の覚書に含められたということで聞いております。

また、その次の長屋区の土地と入会地の違いということでございますが、これにつきましては、昨年の12月8日の全員協議会におきまして、長屋の土地の件ということで当時の宇野企画部長が経緯・経過を、昭和44年の3月31日に県有財産無償譲渡契約書の締結といった項目から、土地の推移等をずうっと中身につきまして御説明をいたしております。そういうことで御理解をいただきたいと思っております。

あと先ほど全協で御説明申し上げました、承諾書の取り扱いの件でございます。

この承諾書の件について、今後どうした処理をされるかといったことでございますが、本来の土地所有者の組合に対しまして御説明を申し上げまして、追認ということでお願いしたいということで今考えておるわけでございますけど、それにつきましては今後といいますか、内部で十分調整いたしまして処理してまいりたいと思っております。

この承諾書の中身につきましては、私どもこの事実確認といいますか、所有者の確認を十分しなかったということで、大変申しわけなく思っております。

あと、この承諾書に基づいて、その後建築確認済み証の交付を受けるために建築事務所の方へ土地の使用者が申請されまして、建物が建築されたということでございます。建築確認申請につきましては、聞くところによりますと、建物の構造とか、そういった審査をされるというだけで土地の所有関係とか使用関係とか、そういったものは確認申請の中の審査案件じゃないということで聞いておりますので、そういうことで御理解いただきたいと思っております。

以上、答弁漏れがあるかと思いますが、また再度よろしく申し上げます。

〔3番議員挙手〕

○議長（瀬川治男君）

はい、鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

今の説明の中から二、三点お伺いをいたします。

まず承諾書の件についてお尋ねをいたします。

承諾書の肩書が違っておったのか、名前が違っておったのかの云々がよくわかりませんでした。肩書が違っておったというふうの証言にはならなかったような気がするんですね。この承諾書に書いてある肩書というのは、通称上部組合の肩書なんですね。正式名は先ほど述べられたようなもので、その下の名前、組合長の名前が違っておったのではないかと思うんですね。というのは、土地を所有する人の許可をもって、土地を耕作するにしても、また形状を変えるにしても、建物を建てるにしても、土地の所有者の了解のもとに物事がなされると思うんですね。だから当然土地の所有者にという、上部組合に課税された以上は上部組合の肩書で正しいと思うんですね。またそういうふうな解釈をしたんですが、そういうことになりますと、下の組合長の名前が違うということになります。この組合長の名前というのは、もとの覚書の組合長の肩書と名前が一致するんですね。すると、どちらが間違いであって、どちらが正しいのかがよくわかりません。本人が書いた筆跡であるから、当然、上部の肩書、この覚書に書いてある肩書が、本人が思っておられる肩書だと思うわけです。その肩書が本来のその組合長の肩書ではない。本来の肩書は北部管理組合、下部の組合長の名前でなければいけないと思うわけです。またそのことは覚書のときのいろんなお話の中で、そのように市の方からの発表もありました。だから当然、上層部の組合長の名前であってはいけないわけなんですね。二つもの肩書を一人の人間が二度、三度と間違えることは、私は普通はあり得ないと思っている。もし、そのことを承知で間違いを事実のごとく報告することは、これは一つの犯罪行為に値すると私は思っている。

そのことに対して、当然、署名者である組合長さんに何らかの形で意見を聞くなり、また何らかの形で市として対応をするなりしていただかなければ、物事の道理というのか、この行政において、また市政において、いろんなことにおいて、市民にこれから残していかないといけない書類において、非常に不備があるような気がいたします。

それから、それに関連することですが、覚書のことが正しいということで物事がなされ、契約がなされました。その契約書を見ると、契約書の中において土地の所有者 糸貫川廃川北部管理組合長と、代表 遠山利美と書いてあるんですね。この所有者ということは、土地の売り買いにおいての所有者であるから、土地の権利を持っておる人のことを称すると思うんですね。そうすると、先ほどの説明によりますと、土地の所有者は上部組合にあるから、そこに課税をしたんだということになるんですね。そうすると、この契約書自体がおかしくなってしまうんじゃないかと思うんですが、どうですか。

土地の所有者と土地の売買契約を結ぶのが本来のことじゃないかと思うんですね。前からの市長さんの答弁によりますと、上部組合の了解のもとにおいてそのことがなされているという。上部組合の了解をなされているから、こういう契約はいいですよと言われるけれども、その場合においては、そこには上部組合の代理人とかいう形でなければ契約事項そのものが成り立たないと思うんですね。

先ほどの書いてある肩書においても、組合長本人がその肩書でなければ物事がなさないということ承知の上でこの肩書を書かれたと思うし、覚書においても承知の上で書かれたと思っておるわけ。それが事実か事実じゃないかは本人でなければわからないかもしれませんが、自分の肩書を、何度か申しますけれども、偽って事実のごとく報告することは、どこまで行っても犯罪行為だと私は思っているんですね。誣告ということなんです。それに下に罪をつければ誣告罪に当たるんです。その誣告罪に当たることが、この市政の中におかれて堂々となされることにおいて、今後どのように市長さんが対応されるのか、意見をお聞きしたいと思います。

それからもう1点は、耐震性のことについてお伺いをいたします。

耐震性が事業その他もろもろの結果によって、予算が足りない。足らなければそれに足して入札を行えばいいことであって、何も防水の工事と一緒にする必要は何らなかったと思う。一緒に入札をして、一緒に落としてもらえばいいことです。また、その中の説明の中に、設計金額が非常にきついか、できないとかいうことを言われるけれども、設計者はその責任において設計金額を設定される。できもしないような金額を設定されるような設計者に対して設計の依頼をするということはいかなるものか。以上。

○議長（瀬川治男君）

総務部長 土川隆君。

○総務部長（土川 隆君）

再質問のまず1点目の、承諾書の中の土地所有者、住所、氏名、ここで署名・押印していただく方につきましては、この土地につきましては、登記簿上は糸貫町から本巣市と。土地登記簿の所有権者は糸貫町から本巣市になっておりますが、実質の所有権を有しているのが上部の組合ということで、糸貫川共有地廃川地管理組合ということになろうかと思っております。したがって、その代表者の方の署名・押印が適切じゃなかったといったことで考えております。

それで、その処理方法につきましては、組合と組合員で、組合長さんに連絡いたしまして、あとは押印の方、当事者の方にも連絡いたしまして、正規な処理をして、適正な処理として今後調整してまいりたいと考えております。

あと契約関係につきましては、実際担当しておりました企画部長の方から御説明申し上げます。

○議長（瀬川治男君）

はい、企画部長。

○企画部長（鷲見良雄君）

契約書の関係につきましては、平成19年7月3日付で議員から御質問がございました。

議員御指摘の話で、糸貫川廃川北部財産管理組合の代表を所有者と断定された理由として、所有者と断定したものではないと。契約の締結に当たって、糸貫川廃川北部財産管理組合が糸貫川共有地廃川地管理組合から契約締結の権限の委任を受けたことから、糸貫川廃川北部財産管理組合と契約したものでありますという御回答でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（瀬川治男君）

本巣小学校耐震・外壁・防水工事につきまして、教育委員会事務局長 杉山勝美君。

○教育委員会事務局長（杉山勝美君）

まず1点目でございますが、設計の内容について誤りというか、そういった考え方がなかったのかということだろうと思います。

本巣小と土貴野小の耐震工事につきましては、前年度に実施設計を行ったということでございます。本年度に入札を実施したわけですけれども、両工事の結果を見ても、単価等において大変厳しい設計内容と——前回も説明させていただきましたけれども——されていたことが推測されるということでございます。こういった面から、設計自体は適切であったと考えております。

よって、今回このような結果を私どもも厳しく受けとめまして、今後の設計業務においてはこのようなことがないよう努めてまいりたいと思っております。また、今後は実施設計と入札期日に時期的な差、それから年度をまたぐような場合、こういったときも精査する必要があるかなあということも痛切に思いました。

それからあと、先ほど土貴野小学校が落札ができたというお話も承りました。これにつきましては、本巣小学校には、先ほど申し上げましたように、辞退という結果に終わったわけでございますけれども、もう一方の工事量が少なかった土貴野小が落札できましたということは、入札の結果によるものでございまして、これについては企業側も精いっぱい努力をさせていただいたかなあというふうな受けとめております。

それからあと、工事の発注、二つを一緒にすればいいかなあというお話も今承りました。

これについては、当初はやはり議員御指摘のように分離発注ということで考えておりました。そういった中で、耐震工事につきましては、やはり騒音等が危惧されるということから、夏休みを挟んだ形で工事を予定しておりました。塗装の工事につきましては、耐震の工事がおおむね形がついた、終わるような時期に発注を予定しておったということでございます。

しかしながら、耐震工事の再入札を行うに当たりましては、必要な予定期間というものが定められておまして、そういった事務手続の期間を考慮していきますと、総体的に3ヵ月ぐらいそういった日にちがかかるという問題が出てまいりました。そういったことで、両工事が年度内に完成するのが非常に難しいという見解を出しまして、私どもこういった合算という形の方法をとらせていただいて、一日も早く学校が通常の状態に戻れるような形に教育現場の方をしたいということを考えまして、合算での発注を考えた次第でございます。よろしく願いいたします。

○議長（瀬川治男君）

市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

承諾書の件でございますが、けさほども申しましたように錯誤がありました。そうした形で市が受けたということにつきまして、お断りを申し上げているところでございます。

それで、これにつきまして、いきさつとしましては行政書士が家を建てられる方の依頼を受けられまして、この鉛筆書きで書いてあるんですが、この方のところへ行って証明をもらってきなさいということがあったということでございます。これは平成17年1月17日ですので、あの当時は、所有者というものが明確に上の組合という議論が出たのは、ことしの1月になりまして、課税をするときにどちらの組合に課税するべきかということで、国の御指導、県の指導をいただきながら、最終的に上の組合という形になったわけですし、この当時はまだその辺は明確になっていなかったということもあるわけでございます。残るこの承諾書を正しいものとして残しておかないかということもございますので、これにつきましては十分検討させていただきまして、今総務部長の方からは上部組合ということでございますが、恐らくそうなるかと思っておりますけれども、そうなった場合には、家を建てられた方に改めて上部組合から通っていただきまして、正しいものを残していくと、こういう形にさせていただきたいと思う次第でございます。

また契約書の話が出ましたが、議員は、上の組合の委任を受けて措置をされておりますので、代理人というふうに肩書のところに記すべきだとおっしゃるわけでございます。これにつきましては、一度法律の専門家とよく相談しながら対応させていただきたいと思う次第でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（瀬川治男君）

はい、鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

私の質問に対して、まだ答えていただいていないところがあるんですね。そのことについて、お答えを願わなければ次の質問ができませんのでお願いをいたします。

長屋の共有地と入会地管理組合と、片一方は課税をされて、片一方は課税がされていないことに対して、どこがどう違うのかということを知りやすく説明をしてくださいとお願いをしたはずなんです。そのことが説明がなされていませんのでお願いをいたします。

○議長（瀬川治男君）

だれがいいんですか。

○3番（鏑本規之君）

説明のできる人ならだれでも結構ですけど。

○議長（瀬川治男君）

総務部長 土川隆君。

○総務部長（土川 隆君）

旧八カ村入会地につきましては、財団法人本巢郡総合開発公社より県からの譲渡を受け、以前の総合開発公社から入会地の方へ無償譲渡がされているということでありまして、それで土地の登記簿

上も旧八ヶ村入会地ということで登記されておりまして、その後固定資産税の課税がなされてきておるといふことでございます。

長屋の土地につきましては、前も当時の企画部長から御説明申し上げたように、本来ならば長屋の方へ登記されるべきものでございますが、法人格を有していなかったということで登記ができなくて、とりあえず糸貫町で名義貸しといたしますか、糸貫町で登記してあったということでありまして、土地の登記簿上の所有者が糸貫町であったということで、課税につきましては非課税扱いしておったと。糸貫町時代で非課税扱いしておったということの流れで来ておるわけでございます。

それで、ことしになりましていろいろと議論いたしました結果、19年の4月に平成14年度から18年度までの5年間遡及して課税をさせていただいたといった経緯でございますので、よろしく願いしたいと思います。

〔3番議員挙手〕

○議長（瀬川治男君）

はい、鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

じゃあ改めて聞きます。

どこがどう違うのかということを探ねているんですね。経緯を聞いているわけじゃないんだ。同じように払い下げを受けて、同じような本巢市の市民が、同じような形でそこで作物をつくるなり、家に住むなりしておるんですね。入会地管理組合は税金が課税されて、片方は何の課税もされていないと、そのことがわかった時点において課税を市長さんがされたわけです。そのことにおいては感謝もしておるし、いいなあということには思っています。

その時点において、本巢市の名義の土地がまだほかにあるでしょうと。あるということなら、当然、そこに対しても課税がなされてしかるべきだと思う。それが今に至っても課税がなされていないことに対して、入会地と長屋とどこがどう違うんですかということを探ねているんですよ。そんなちんぷんかんぷんの回答をしてもらっては何ともなりません。そのことに対して、どこがどう違うのかということなんです。

議員として、市民の人に尋ねられたときに答えられるように、ちゃんと説明してくださいよ。そうじゃなきゃ何のために一般質問したかわかりやあせん。

それからもう1点は、本巢市に払い下げをされたこの堤敷と言われる堤防敷地に関して、何が根拠で、どうして、いつ、本巢市の財産が2分の1になることに決定がされたのかと。そのことがどうして覚書に書いてあるのかということを探ねておるんですよ。前にそういう事例があったから、それに従ってなんて、私に言わせれば納得のできないような回答、とてもじゃないが。それを決めたなら、いつ、どこで、どういう儀式、形式でも何でも結構ですよ。議会の中で報告をされて、議員の人たちの承諾を得てなされてしかるべきものが、されていないということに対して聞いておるんですよ。

3回しか質問ができないところにおいて、そんなピント外れの回答をされては、とてもじゃない

が一般質問の体をなさない。そのことに対して、明確にきちんと答えてください。そうでなければ、この覚書に書いてあることが、きのう、きょうの全協の中で初めて言われたことであって、とてもじゃないけれども、このことを、本巢市の財産を2分の1にされましたよということを何人の当事者が、また議員の人たちが知っておられて、そしてここに形として書かれて、このことが前回もそのようにあった、前もそのようにあったということで、今後もずうっと続けていかれることにおいて、何ら物も言えないというばかなことは私はないと思っているわけです。議会の中において承認をされて初めて物事になると思っている。だからその承認がなされたのか、議会で審議されたのかということを知っておる。

それからもう1点は、耐震性のことはまあよくわかりました。ああいうふうに、私なりでもわかりやすく説明をしてくださいよ。総務部長、頼みますよ。

○議長（瀬川治男君）

暫時休憩します。

午後3時17分 休憩

午後3時58分 再開

○議長（瀬川治男君）

再開をいたします。

総務部長 土川隆君。

○総務部長（土川 隆君）

まず覚書にあります旧堤防敷地の残地についての覚書ということで、旧堤防敷地の残地については糸貫町と糸貫川共有地廃川地管理組合、それぞれ2分の1の所有権を有するものとするといったことを、いつ、どこで、どのようにして決められたかといったことをございます。

これにつきましては、平成10年ごろに土地開発公社が、長屋の北部地域で堤防敷地を含めた開発が行われまして、その取り扱いが2分の1でされたということで、繰り返し御説明を申し上げました。

それで、その取り扱いについてを平成10年の1月30日に議会全員協議会で堤敷の処分についての協議がなされておるといった記録が見つかりましたので、そういうことで御理解いただきたいと思ひます。

○議長（瀬川治男君）

はい、市長 内藤正行君。

○市長（内藤正行君）

入会地と長屋地域の堤敷の問題でございますが、違いの件でございます。

入会地はこれまた49年にさかのぼって恐縮ですが、法人格の団体でございましたから、49年に入会地に直接本巢郡開発公社から譲渡されたということで、当時、もう既にすぐされまして、各活用されておられる人との面積関係も確定しておるといったことをございます。

ここの長屋共有地につきましては、今までも大変議論していただきましたが、法的団体がなかったものですから、一たん市におろして、法的団体ができたら市からその団体におろすという形でいっていましたが、30年ほどそうした形で法的団体ができないままで来てしまったわけですし、これにつきましては今までも何回か私もお断りを申し上げているところでございます。

そういうことで、今回の長屋共有地を活用するということで買収をいたしまして、この共有地の部分は測量を行いまして面積を定めて進めてきたんですが、堤敷につきましてはその後残っているということでわかりまして、この19年度の当初予算に測量の予算を認めていただきまして、それに基づいて測量をしているところでございます。

先日、全協で図面の中に黄色で示した部分が堤敷として残っているわけですが、これにつきまして早く測量確定をし、堤敷でございますので一部市道がついているところもでございます。そういった市道につきましては、市街化のところは3メートルほどしかないところはもう少し広げないかんということがありますので、そういう形で活用いたしながら、残った分について先ほどの視点のような形で処分をしていくと、こういう形になろうかと思いますが、そういう形で今進めているということでございます。

基本的に違うのは、入会地は法的団体であったということでございますので、御理解いただきたいと思います。

〔3番議員挙手〕

○議長（瀬川治男君）

はい、鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

議長にお伺いをいたします。

発言時間が4分ということなんですが、前に指摘のとりの答弁がされなかったということと、いろんなことで少し時間を費やしましたので、その部分をひとつおまけをしていただいて、ちょっと発言をさせていただきます。

今の市長さんの発言からいきますと、課税をかけられる段階においてかけていくということであって、今から今までの分のことは触れられないということなんですが、いつにしても本巢市の大事な固定資産税ですので、早いうちにいただけるものはいただくようにしてもらえるとありがたいと思います。

それから2分の1のことに関しても、議会の承認が得られていたかということに対する答弁でしたが、そこでああでもない、こうでもないと追求するつもりはもうありません。

この文書の名前が違ってたと。説明の中にも上層部の人の了解を得て書き直すということなんですが、一つだけお伺いをしておきます。

もし万が一、上層部の組合の組合長がそのことに承知しかねるといった場合において、この許可を出された建物、その他もろもろに対して、どのように措置をしなければいけないかという問題があると思うんですね。今の御答弁ですと、相手方をお願いをして、そして追認をしてもらうという

ことで、追認がされるということを前提で答弁なされておりますけれども、追認されるという確証はないわけなんです。と、つくった人にとっては非常に不安になることですので、そのところのこともよく考えながら対応のほどをお願いいたしておきます。

それともう1点は、いろんなことで、耐震性のことに関してももう少し早くに議会の方に説明をしていただければ要らぬ誤解を招くこともないし、また私たち市議員もそういうことを提示してもらうことによっていろんな意見もできると思います。何もなしに、決定されてからどうでしたかと言われたら、それを拒否することもなかなか難しいし、そういう形になってくると、市議員そのものの存在価値が何となく薄くなるような気がしておりますので、なるだけいろんなものに対して提示をしてもらい、また報告をしてもらうように、なるだけオープンに行政の方もお願いをして私の質問にかえさせていただきます。以上。

○議長（瀬川治男君）

はい、内藤市長。

○市長（内藤正行君）

前日も申し上げましたが、議員の皆様と私どもは同じ目線で、また同レベルでものを考えていかないかんということがありますので、できるだけ開示しまして、そしていろいろ御指導をいただくというふうな姿勢であります。したがって、全員協議会なり各こうした議会、委員会等でも十分そういう姿勢でまいりたいと思います。

今の耐震対策等につきましては、時間がなかって、9月の議会に諮っていたら遅くなるというようなことがあってああいう形で処理したわけですが、どこまでが執行部の専権事項かというようなことを踏まえましても、できるだけ議員の皆さんに開示はしていくべきと、このように思って、そういう姿勢で幹部会議でも今までも話をしているところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○3番（鐔本規之君）

どうもありがとうございました。

散会の宣告

○議長（瀬川治男君）

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

明日12月19日午前9時から引き続き一般質問を行いますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでございました。

午後4時09分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員